第１３次
労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことが
できる労働環境を実現する

平成 30 年５月９日

神奈川労働局

はじめに 1
１　第 13 次防のねらい 1
（１）目指す姿 1
（２）期　間 1
（３）目　標 1
（４）評価と見直し 3
２　安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性 3
（１）　神奈川県内における近年の労働災害発生状況 3
ア　死傷災害【（死亡災害及び休業４日以上の労働災害）以下同じ】の発生状況 3
イ　死亡災害の発生状況 4
ウ　製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害の状況 6
エ　建設業における墜落・転落災害の状況 7
オ　職業性疾病等の発生状況 8
（２）第１２次防の取組結果 9
ア　全体目標の達成状況 10
イ　小売業対策における目標達成状況 10
ウ　社会福祉施設における目標達成状況 11
エ　飲食業における目標達成状況 12
オ　陸上貨物運送事業における目標達成状況 13
カ　食料品製造業対策における目標達成状況 14
キ　建設業における目標達成状況 15
ク　製造業における目標達成状況 16
ケ　メンタルヘルス対策の目標達成状況 17
コ　過重労働による健康障害防止対策の目標達成状況 18
サ　化学物質対策の目標達成状況 18
シ　腰痛予防対策の目標達成状況 19
ス　熱中症対策の目標達成状況 20
３　重点事項 20
（１）　死亡災害の撲滅を目指した対策の推進 20
ア　建設業における墜落・転落災害等の防止 20
イ　製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止 20
ウ　伐木作業等の安全対策 21
エ　熱中症対策 21
（２）　過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進 21
ア　労働者の健康確保対策の強化 21
イ　過重労働による健康障害防止対策の推進 21
ウ　職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 22
エ　雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進 22
オ　副業、兼業、テレワークの拡大への対応 22
カ　過労死等の実態解明と防止対策に関する研究 22
⑶　就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進について 22
ア　死傷災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種への対応 22
(ア)　第三次産業対策（社会福祉施設、小売業・飲食店） 22
(イ)　陸上貨物運送事業対策 22

(ウ)　転倒災害の防止 22
(エ)　腰痛災害の防止 22
(オ)　交通労働災害の防止 23
(カ)　クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止 23
(キ)　職場における「危険の見える化」の推進 23
イ　高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 23
（４）疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進 24
ア　企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進 24
イ　せき髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援 24
（５）化学物質等による健康障害防止対策の推進 25
ア　化学物質による健康障害防止対策 25
イ　石綿による健康障害防止対策 25
ウ　受動喫煙防止対策 26
エ　粉じん障害防止対策 26
（6）企業・業界単位での安全衛生の取り組の強化 26
ア　安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用 26
イ　企業のマネジメントへの安全衛生の取込み 26
ウ　労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用 26
エ　関係行政機関及び労働災害防止団体等との連携の強化 26
（7）安全衛生教育及び人材育成の推進 27
労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化 28
１　重点対策における目標設定について 28
２　重点対策ごとの課題と具体的取り組 29
（１）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進 29
ア　建設業対策 29
イ　製造業対策 30
（２）過労死等の防止等の労働者の健康保持対策の推進 30
ア　職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 30
（３）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進 31
災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対応 31
ア　小売業対策（第三次産業対策） 31
イ　社会福祉施設対策（第三次産業対策） 33
ウ　飲食店対策（第三次産業対策） 34
エ　陸上貨物運送事業対策 35
オ　腰痛の予防 36
カ　熱中症の予防 36

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業病疾病の急増を踏まえ、1958年に第１次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで 12 次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害の死亡者数こそ減少しているものの、未だその水準は低いといえず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、労働災害による休業４日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成 29 年３月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018 年度を初年度として５年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第 13 次労働災害防止計画」が策定された。

当局において策定した第１３次労働災害防止推進計画（以下「第 13 次防」という。）は、上記の第１３次労働災害防止計画、神奈川県内における労働災害発生状況、第１２次労働災害防止推進計画（以下「第 12 次防」という。）期間中の取組の評価及び就業構造の変化等を踏まえ、計画期間中の具体的目標、神奈川労働局が取り組むべき課題及び基本的対策を示したものであり、今後はその実現に向けて具体的施策を講ずることとする。

１ 第 13 次防のねらい

（1）目指す姿

ア　「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識」をすべての県民及び県内企業が共有し、「誰もが安心して健康に働くことができる労働環境」を実現する。

イ　そのために、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など、すべての関係者が連携・協働して第 13 次防の達成に向けた取組を推進する。

（2）期　間

2018 年度から 2022 年度までの５か年を計画期間とする。

（3）目　標

神奈川労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

ア　全産業の死亡災害について、2017 年の死亡者数（確定値 30 人）と比較して、2022 年までに 15%以上減少させ、25 人以下とする。

イ　全産業の死傷災害（休業４日以上の労働災害をいう。以下同じ。）について、2017 年の死傷者数（確定値 6551 人）と比較して、2022 年までに５％以上減少させ、6223 人以下とする。

ウ　重点とする業種及び目標は以下のとおりとする。

（ア）　全産業中死亡災害が多い建設業及び製造業に係る死亡災害について、2017 年の死亡者数と比較して、2022 年までに 15%以上減少させ、いずれも５人以下とする。また、死傷災害について、2017 年の死傷者数と比較して、2022 年までに 10%以上減少させ、建設業は 657 人以下、製造業は 919 人以下とする。

（イ）　死傷災害の発生件数が増加又は横ばい傾向にある陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を指す。以下「陸上貨物運送事業」という。）、小売業及び飲食店に係る死傷災害について、2017 年の死傷者数と比較して、2022 年までに５％以上減少させ、陸上貨物運送事業は 878 人以下、小売業は 797 人以下、飲食店は 345 人以下とする。

なお、本計画期間中に労働者数の大幅な増加が認められた場合は、上記に代えて死傷年千人率による死傷者数の割合を 5%以下減少させることを目標とする。

また、労働者数の増加傾向が著しい社会福祉施設について、2022 年の常用雇用労働者数の予測値を 388,000 人と算定した上で、2022 年までにこれを 5%以上減少させ、630 人以下とする。

なお、常用雇用労働者数の予測値は、最新の神奈川県毎月勤労統計調査地方調査の「医療・福祉」から導き出したものであり、労働者数の推移に応じて、再度目標値の設定を行う。

社会福祉施設目標値設定根拠

621/363,000×1,000＝1.71％　　1.71×0.95×388,000/1,000＝630 人

2022 年の労働者数の予測値

エ　上記以外の目標については、以下のとおりとする。

（ア）　メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上（56.6%：2016 全国値）とする。

（イ）　ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数 50 人以上の事業場の割合を 85%以上（78.7%：2017 神奈川）とする。

（ウ）　小売業、飲食店及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を 2017 年と比較して、2022 年までに５％以上減少させ、陸上貨物運送事業 66 人以下、小売業 54 人以下、飲食店 10 人以下とする。

また、社会福祉施設の腰痛による死傷災害については、死傷年千人率を 2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させ、132 人以下とする。

なお、社会福祉施設の目標値についても、上記ウ（イ）のなお書き以降と同様に、労働者数の推移に応じて再度目標設定を行う。

（エ）　職場での熱中症による死亡災害を 2013 年から 2017 年の５年間と比較して、2018 年から 2022 年までの５年間で 5%以上減少させ、３人以下とする。

（4）評価と見直し

第 13 次防に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、実施状況の確認、評価を行い、神奈川地方労働審議会に報告・公表する。また、実施状況の評価に応じて毎年度計画の見直しを検討した上で、目標達成に必要な措置を講ずる。

また、計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会・経済情勢の変化も含めて分析を行う。

なお、上記エ（ア）については、局単位では分析するデータがなく、2018 年（初年度）と 2022 年（最終年度）に、神奈川県内の無作為に抽出した 1000 事業場程度を対象とした「（仮称）メンタルヘルス対策の取り組状況調査」を実施し、取組状況を評価する。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

第 12 次防の取組結果、県内の就業構造の変化及び労働災害発生状況等は以下のとおりである。

（1） 神奈川県内における近年の労働災害発生状況

ア　死傷災害【（死亡災害及び休業４日以上の労働災害）以下同じ】の発生状況

平成 15 年の第 10 次防以降過去 15 年間の死傷災害の発生状況は、【図 1】のとおり、平成 21 年まではおおむね減少傾向にあるものの、その後はおおむね横ばい傾向にあり、減少傾向は見受けられない。なお、その傾向は全国においても同様の傾向を示している。

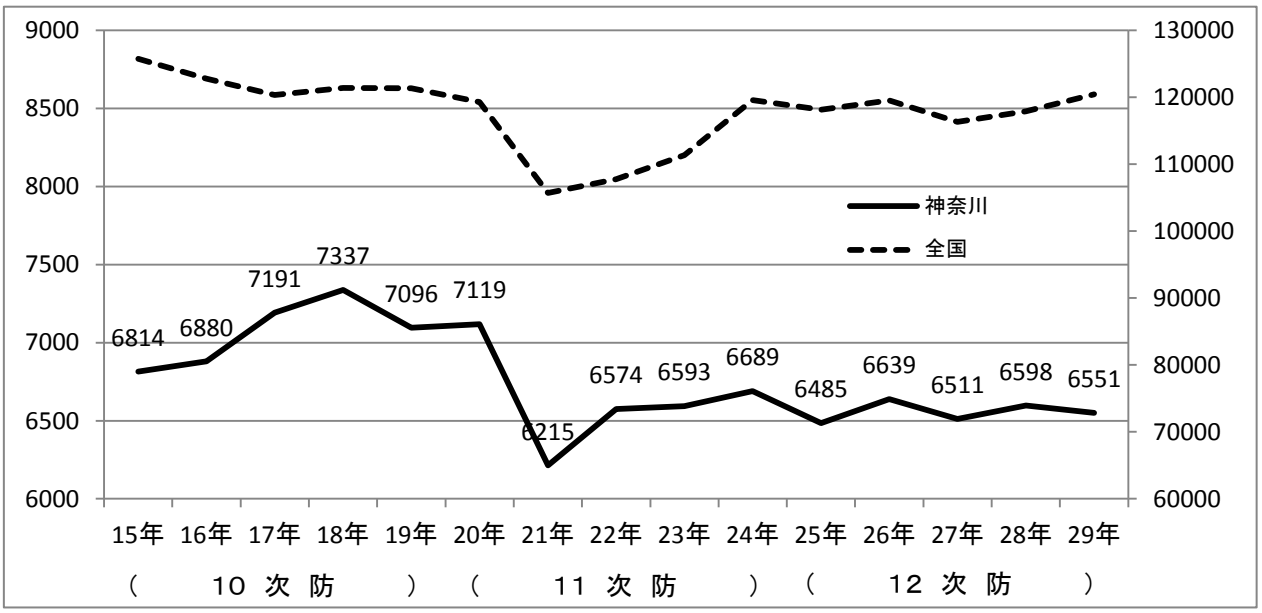

【図１】死傷災害発生状況（資料出所：労働者死傷病報告、図 21～図 23 を除き、以下図 25 まで同じ）

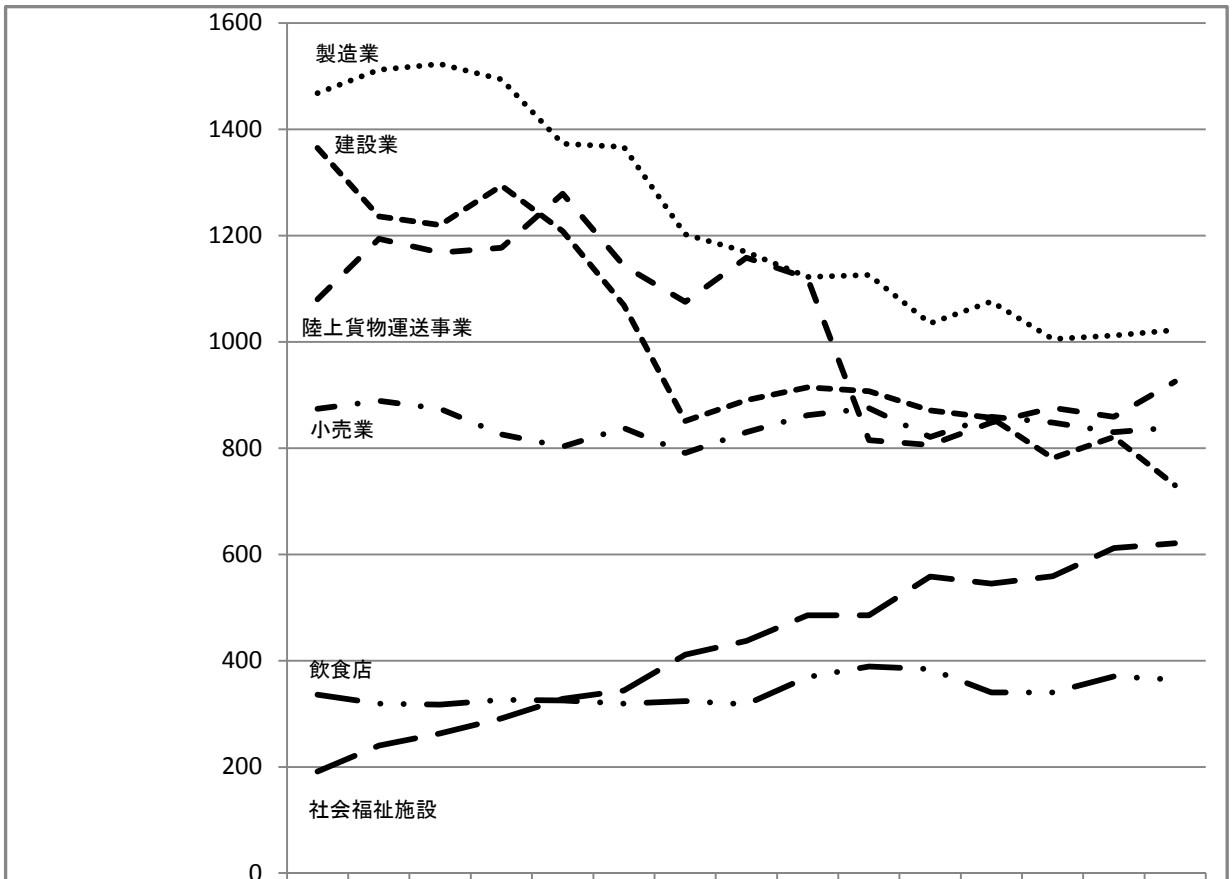

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
製造業	1468	1512	1523	1494	1373	1367	1202	1169	1122	1126	1035	1076	1005	1012	1022
建設業	1365	1236	1220	1294	1208	1069	851	890	914	907	871	857	781	821	730
陸上貨物運送事業	1080	1194	1168	1177	1279	1143	1075	1158	1120	815	806	848	876	859	925
小売業	874	889	874	826	803	838	791	830	862	875	821	859	848	830	839
社会福祉施設	191	240	263	291	328	344	411	437	485	485	558	545	559	612	621
飲食店	336	319	317	326	325	319	324	318	369	389	384	340	340	370	364

（ 10 次 防 ） （ 11 次 防 ） （ 12 次 防 ）

【図２】主要業種別死傷災害発生状況

また、主要業種別では【図２】のとおり、製造業、建設業はおおむね減少傾向を示している。陸上貨物運送業は、平成 24 年度以降はおおむね増加に転じ、小売業及び飲食業はおおむね横ばい、社会福祉業は増加傾向にある。

イ　死亡災害の発生状況

平成 10 年の第 10 次防以降過去 15 年間の死亡災害の発生状況は、【図３】のとおり、着実な減少傾向にあり、平成２８年は２８人と最小値を更新し、過去 20 年間中で最も死亡災害が多かった平成 15 年の 86 人と比較すると、約 1/3 以下にまで減少している。

全国においても同様の傾向を示しており、平成 29 年は 965 人と最小値を更新し、過去 15 年間中で最も死亡災害が多かった平成 15 年の 1628 人と比較すると、約 3/5 以下にまで減少している。

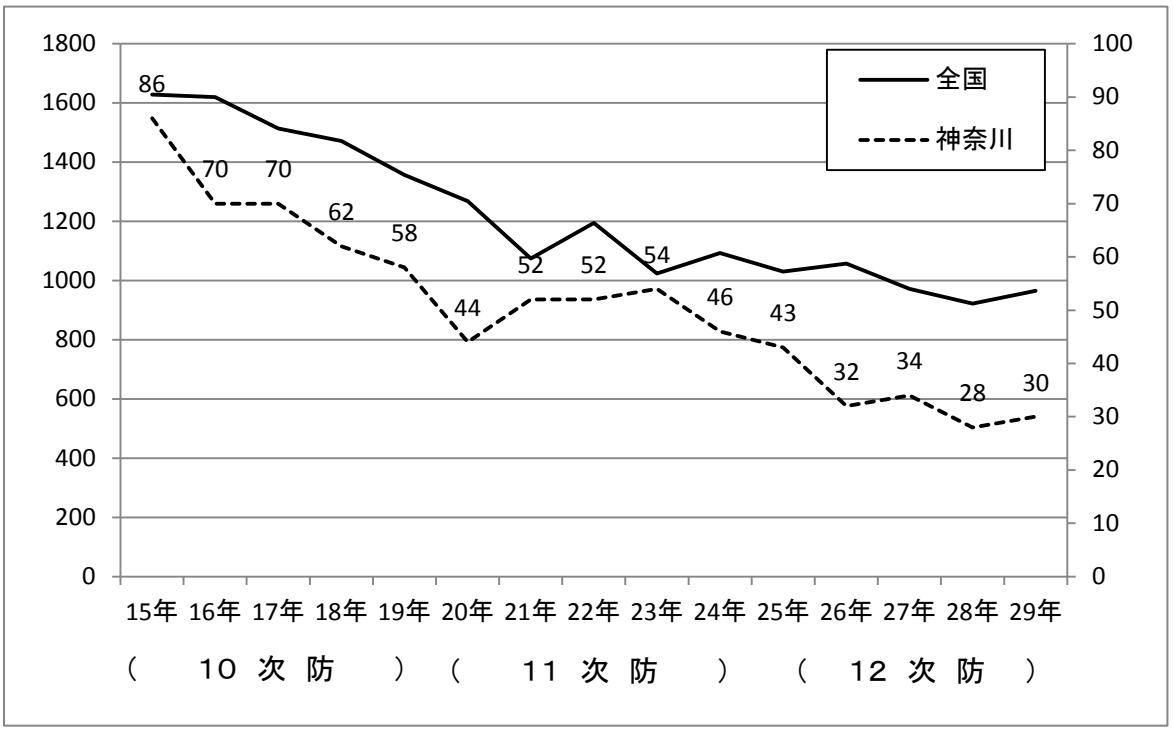

【図 3】死亡災害発生状況

業種別に見ると、過去 15 年間の死亡災害の発生状況は、【図 4】のとおり、建設業は、平成 29 年は 6 人と最小値を更新し、過去 15 年間中で最も死亡災害が多かった平成 16 年の 36 人と比較すると約 1/6 以下にまで減少している。

製造業は、平成 20 年以降は、平成 24 年を除き 10 人未満で推移し、陸上貨物運送事業は、平成 18 年以降 10 人未満で推移している。

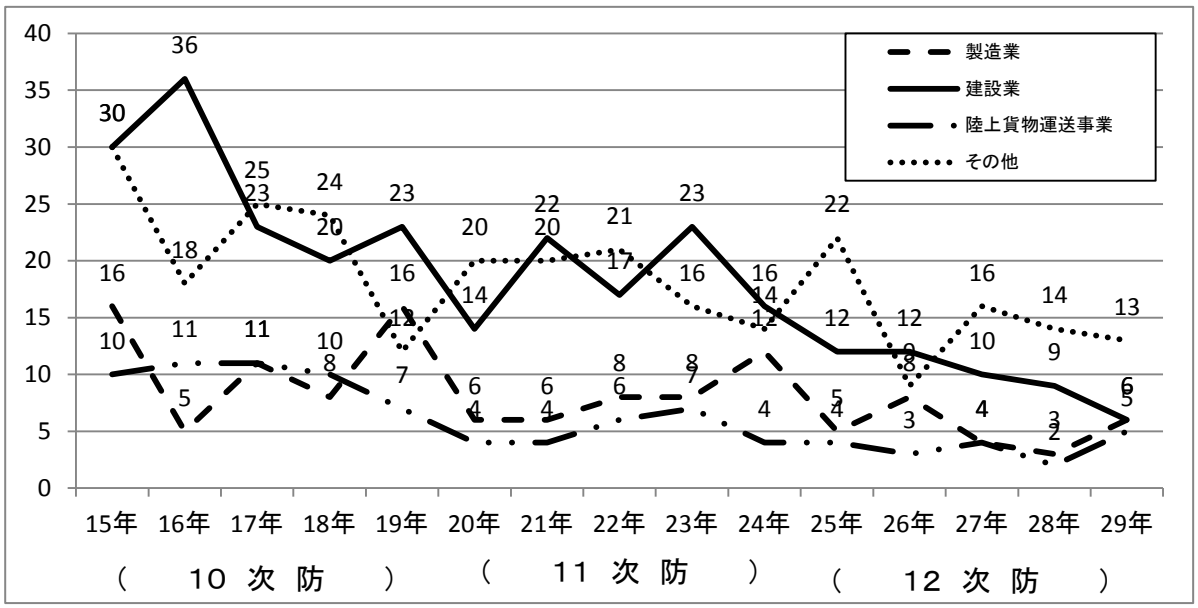

【図 4】業種別死亡災害発生状況

ウ　製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害の状況

製造業のはさまれ・巻き込まれによる死傷災害の発生状況は、【図５】のとおり、平成 28 年は 219 人と最小値を更新し、過去 15 年中で最も死傷災害が多かった平成１６年の４６５人と比較すると 1/2 以下にまで減少している。

また、製造業の死傷災害のうち、はさまれ・巻き込まれによる死傷災害の割合は、最も高かった平成１６年の 31%と比較すると平成 28 年は 22%と 9%低下している。

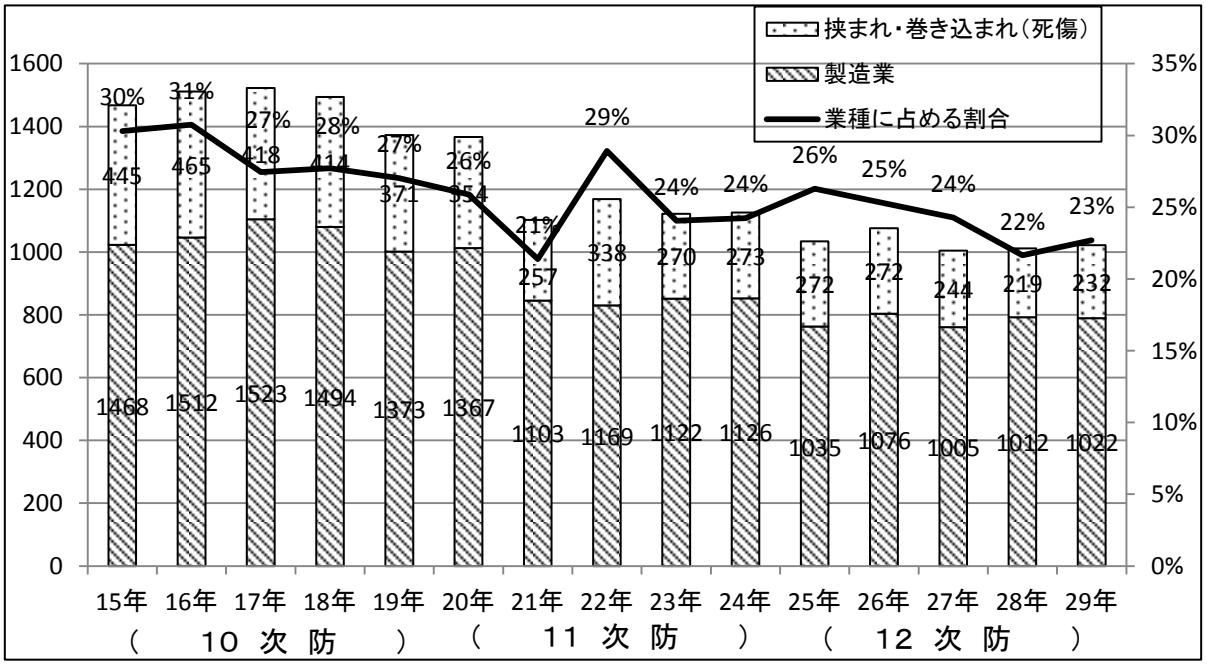

【図５】製造業におけるはさまれ・巻き込まれによる死傷災害発生状況

はさまれ・巻き込まれによる死亡災害の発生状況は、【図６】のとおり、例年５件以内であり、平成 27 年、28 年は０件となったものの、平成 29 年に４件発生している。

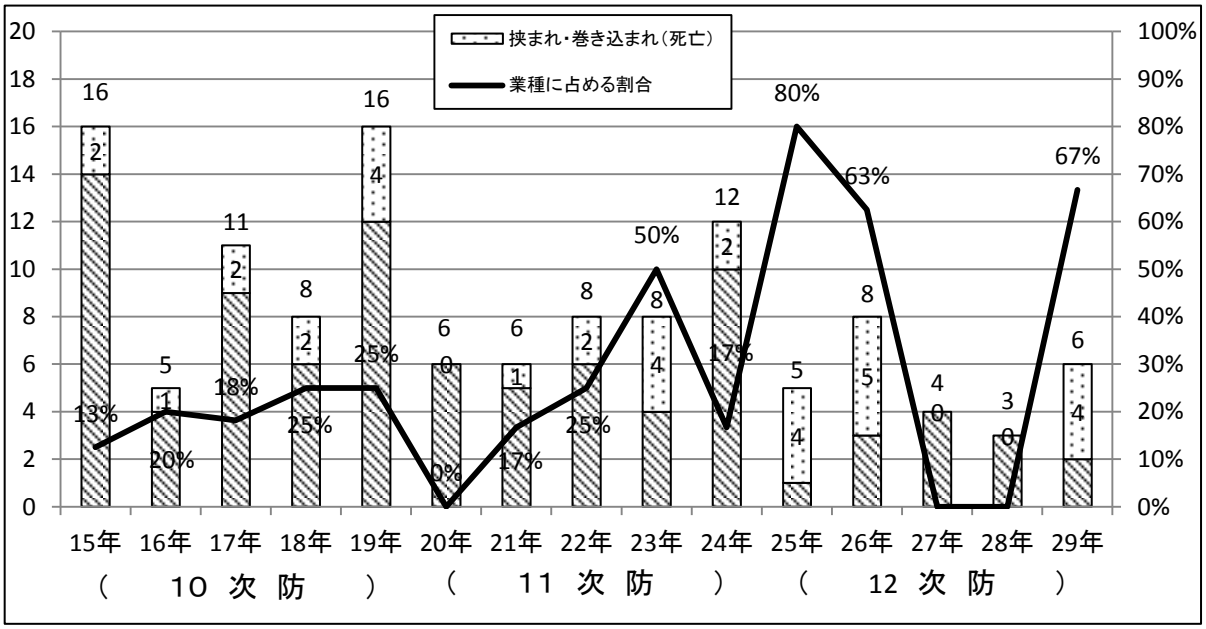

【図６】製造業におけるはさまれ・巻き込まれによる死亡災害発生状況

エ　建設業における墜落・転落災害の状況

建設業の墜落・転落による死傷災害の発生状況は、【図７】のとおり、平成２９年は２３５人と最小値を更新し、過去１５年中で最も死傷災害が多かった平成１５年の４８３人と比較すると 1/2 以下にまで減少している。

また、建設業の死傷災害のうち、墜落・転落による死傷災害の割合は、おおむね横ばい傾向で推移している。

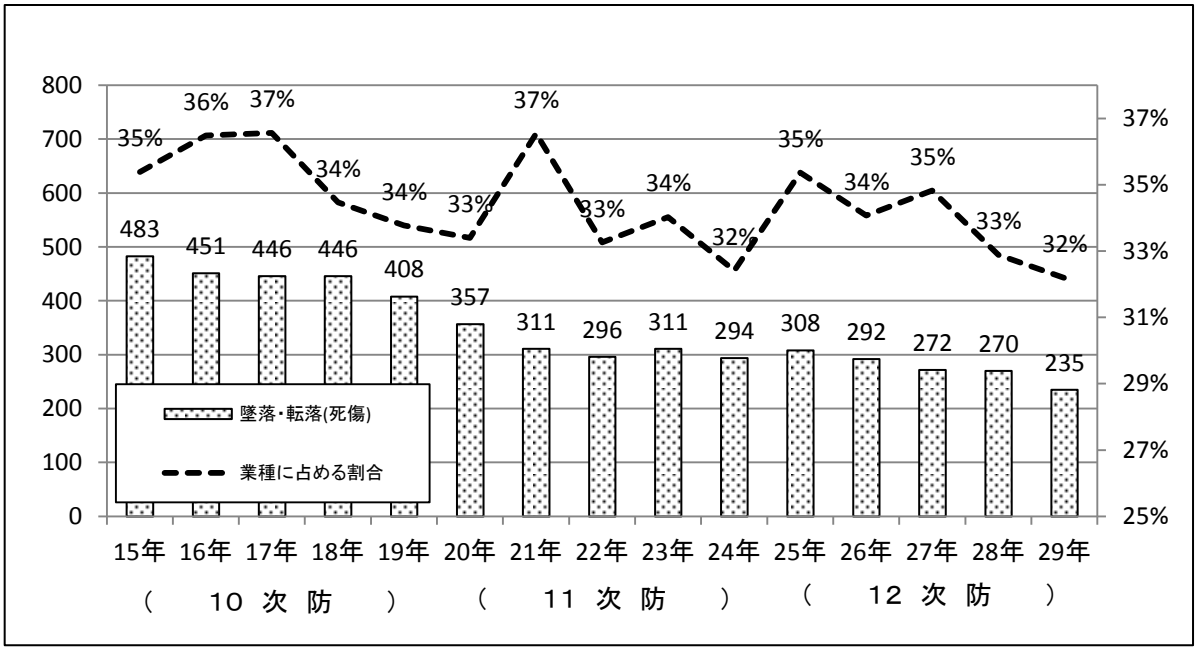

【図７】建設業における墜落・転落による死傷災害発生状況

墜落・転落による死亡災害の発生状況は、【図８】のとおり、増減を繰り返すも長期的には減少傾向にある。

建設業の死亡災害のうち、墜落・転落による死亡災害の割合は、平成 29 年を除いて例年 40%から 50%程度を占めている。

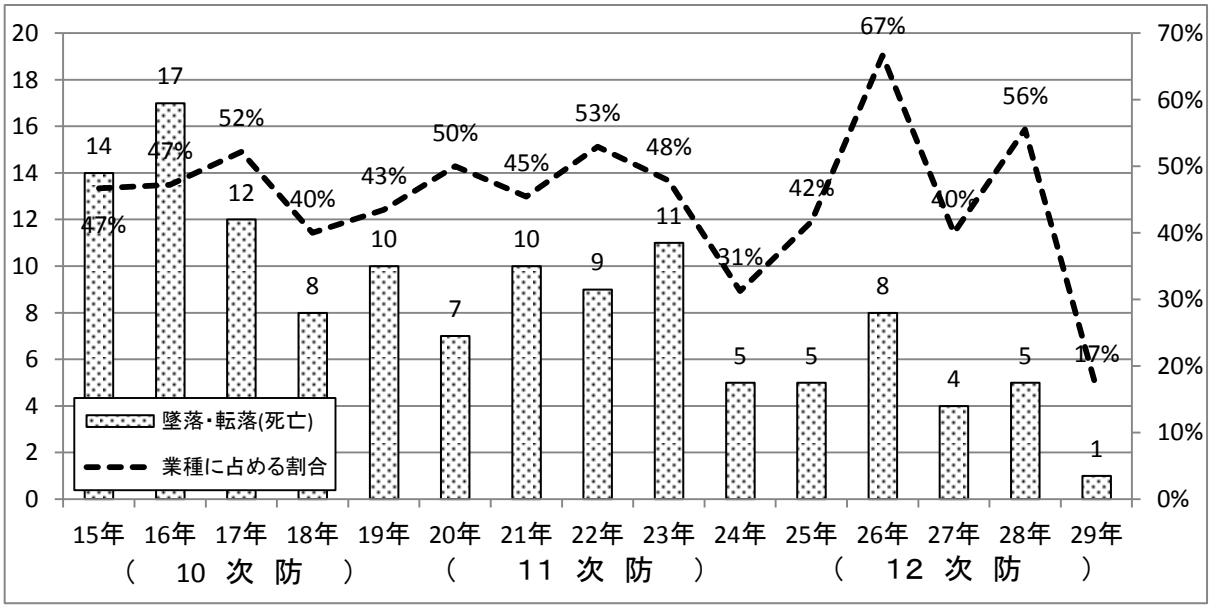

【図８】建設業における墜落・転落による死亡災害発生状況

オ　職業性疾病等の発生状況

平成１５年の第１０次防以降１５年間における、職業性疾病の推移は（【図９】）のとおり、死傷者数については平成１５年から２０年までの６年間で、毎年５０人程度の大幅な増加傾向にあり、その後増減を繰り返すも、平成２２年からは緩やかではあるが減少傾向に転じたが、平成 29 年は前年と比較して 41 人（+8%）の増加となった。

また、死亡災害は１０人を上限として毎年数名が亡くなっているが、平成２４年以降は５年連続して減少傾向を示している。

職業性疾病の中で最も多い腰痛については、平成１５年から２０年までの６年間で７０%を超える大幅な増加傾向にあり、その後は４００件前後で推移し減少傾向は見られない。

熱中症については、毎年数件程度であったものが、平成１８年に１０人を超えてからは災害が多発する傾向にあり、平成２２年と２５年は３０人を超える状況となり、平成 29 年においても２９人と、前年比で８人増（+38%）であった。

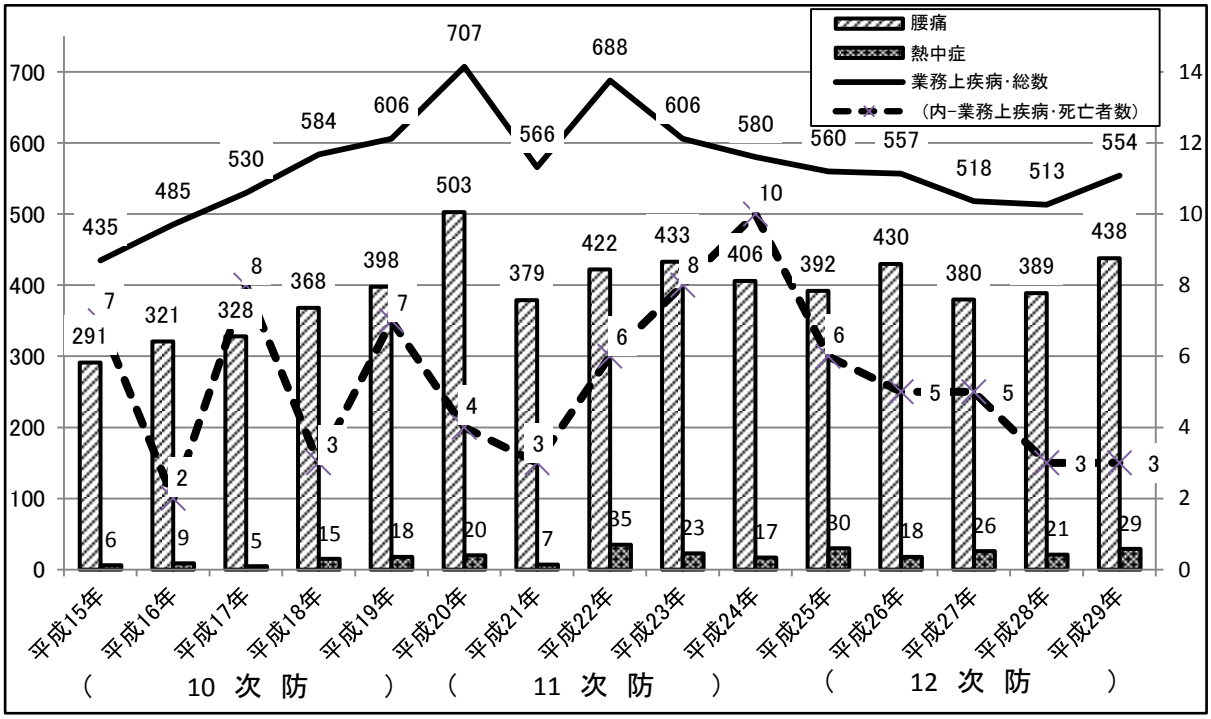

【図９】職業性疾病の発生状況

（2）第１２次防の取組結果

第 12 次労働災害防止推進計画中の重点対策における各目標及びその達成状況は表 1，表 2 のとおりである。

	業　　種	減　少　目　標 （平成 24 年と比較して平成 29 年までに達成させる減少目標）	
		死　傷　者　数 （休業４日以上）	死　亡　者　数
全　体　目　標	全　業　種	15% 以上減少	15% 以上減少
労働災害が増加傾向にある業種対策	小　売　業	20% 以上減少	設定しない
	社会福祉施設	10 %以上減少	
	飲　食　店	20% 以上減少	
	陸上貨物運送事業	10% 以上減少	
	食料品製造業	15% 以上減少	
重篤災害多発業種対策	建　設　業	15% 以上減少	20% 以上減少
	製　造　業	15% 以上減少	10% 以上減少

【表１】重点施策における目標設定（労働災害が増加傾向にある業種対策及び重篤災害多発業種対策）

	重点対策	目　　標
健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策	平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする
	過重労働による健康障害防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する
	化学物質対策	平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメントの実施事業場の割合を 50%以上とする
	腰痛予防対策	平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数を 10%以上減少させる
	熱中症対策	平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる

【表２】　重点施策における目標設定（健康確保・職業性疾病対策）

ア　全体目標の達成状況

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 10】のとおり、すべての年で単年度目標を達成することができず、最終目標値に対し、951 人（+17%）多い結果となった。

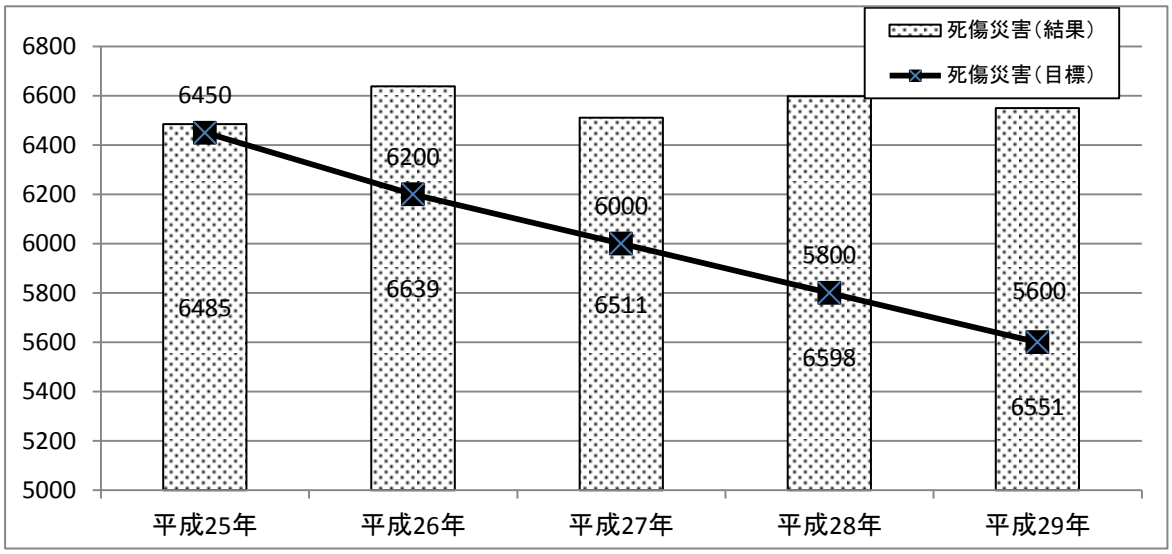

【図 10】　12 次防期間中の死傷災害発生状況

死亡災害については、【図 11】のとおり、すべての年で単年度目標を達成するとともに、平成 26 年以降 4 年間は、最終目標値を下回った。

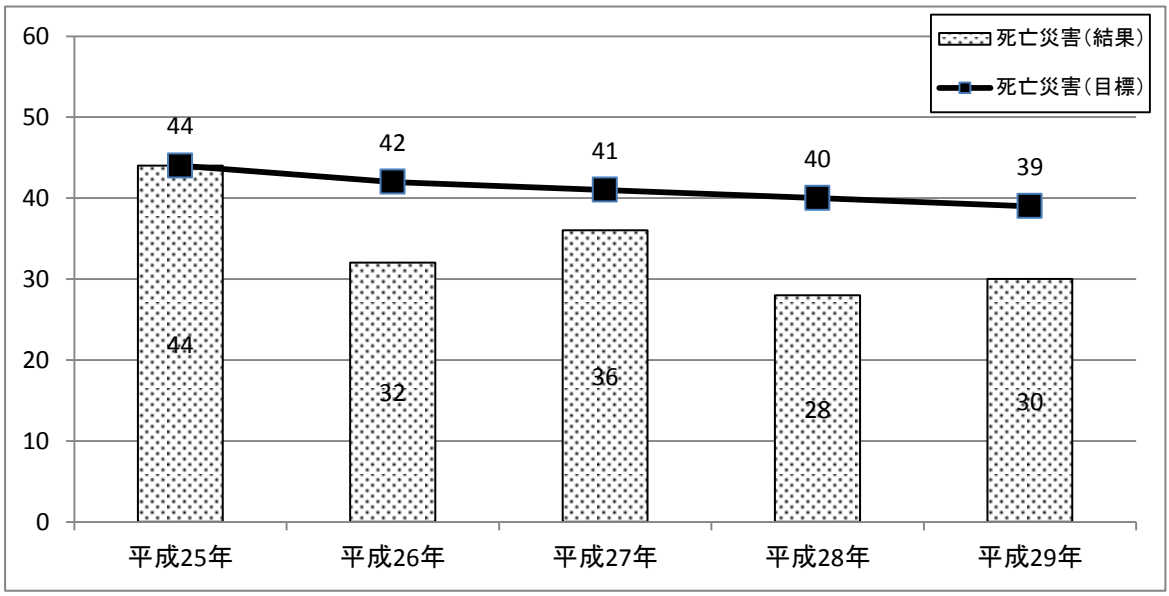

【図 11】　12 次防期間中の死亡災害発生状況

イ　小売業対策における目標達成状況

【第 12 次防･目標】

小売業の死傷者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに２０%以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組

次の事項を重点とした啓発・指導の実施

ａ　経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚

ｂ　安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施

ｃ　安全衛生教育の継続的実施（特に、パート・アルバイト等に対する転倒災害防止、切

れ・こすれ災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）

d　バックヤードを中心とした作業場の安全化対策の徹底（特に、食品加工用機械の災害防止対策の徹底）

e　災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善

f　高年齢労働者に配慮した設備改善、安全衛生教育の充実

（イ）災害発生を契機とした当該事業場に対する上記（a）①～⑥の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上

（ウ）中災防、関係労働災害防止団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実

（エ）小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導

【達成状況】

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 12】のとおり、平成 25 年は単年度目標を達成したものの、以後はすべての年で単年度目標を達成することができず、最終目標値に対し、139 人（+２０%）多い結果となった。

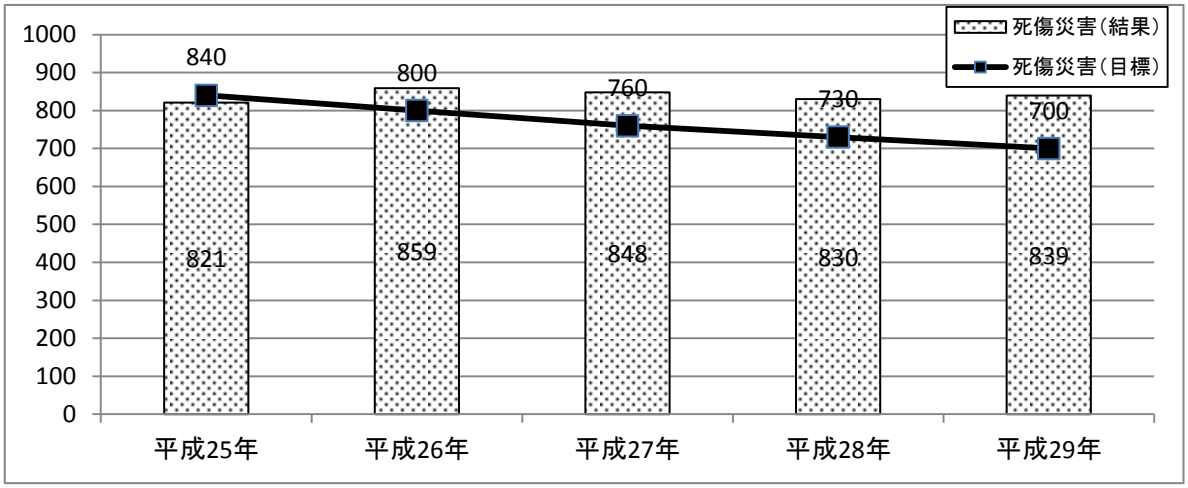

【図 12】　12 次防期間中の小売業における死傷災害発生状況

ウ　社会福祉施設における目標達成状況

【第 12 次防･目標】

社会福祉施設の死傷者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに１０%以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）　対象事業場に対する、次の事項を重点とした啓発・指導の実施

a　経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚

b　安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施

c　安全衛生教育の継続的実施（特に、パート・アルバイト等に対する「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）

d　災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善

e　高年齢労働者に配慮した設備改善、安全衛生教育の充実

（イ）　災害発生を契機とした当該事業場に対する上記（ア）a～eの事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上

（ウ）　県、市町村と連携を図り、次の事項を重点とした取り組を強化する

ａ　研修会、説明会等対象事業場に対する指導・啓発の機会を増やす

ｂ　新規事業場の把握を定期的に行い、新規事業場に対して早期に指導・啓発の機会を設ける

（ウ）　中災防、関係労働災害防止団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実

（エ）　上記（ア）～（ウ）の機会をとらえた「職場における腰痛予防対策指針」の周知

【達成状況】

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 13】のとおり、すべての年で単年度目標を達成することができず、最終目標値に対し、１９１人（+４４％）多い結果となった。

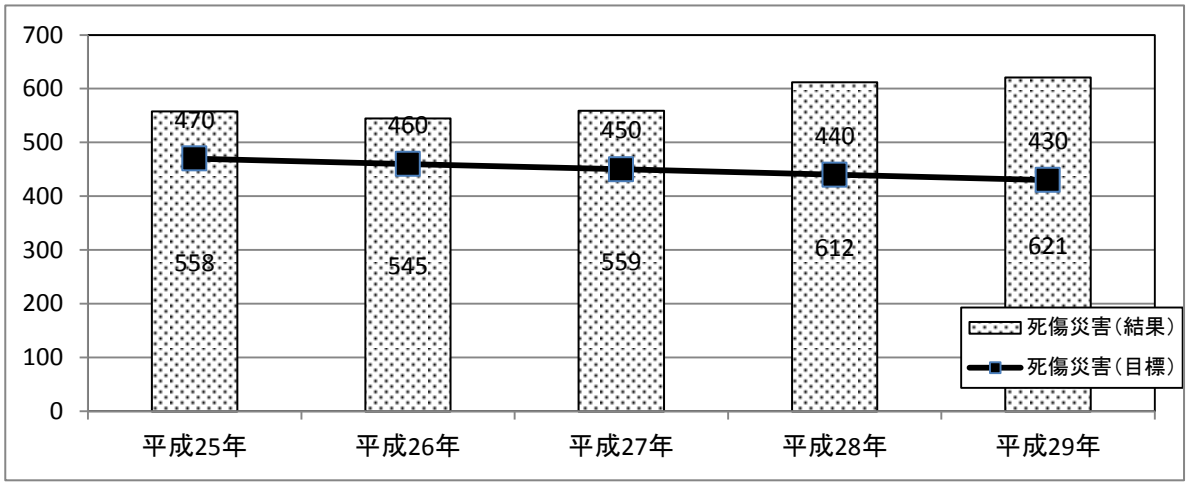

【図 13】　12 次防の社会福祉施設における死傷災害の推移

エ　飲食業における目標達成状況

【第 12 次防･目標】

飲食店の死傷者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに２０％以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）　多店舗展開企業を重点とした取組

次の事項を重点とした啓発・指導の実施

ａ　経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚

ｂ　安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施

ｃ　安全衛生教育の継続的実施（特に、パート・アルバイト等に対する転倒災害防止、切れ・こすれ災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）

ｄ　バックヤードを中心とした作業場の安全化対策の徹底（特に、食品加工用機械の災害防止対策の徹底）

ｄ　災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善

ｅ　「飲食店における労働災害防止対策にかかる好事例集」の活用

ｆ　受動喫煙防止対策の推進

（イ）　災害発生を契機とした当該事業場に対する上記（ア）ａ～ｆの事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上

（ウ）　中災防、関係労働災害防止団体及びその各支部等との連携による該当事業場に対する説明会、研修会等の機会の充実

（エ）小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導

【達成状況】

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 14】のとおり、平成２６年は単年度目標を達成したものの、それ以外の年では単年度目標を達成することができず、最終目標値に対し、５４人（+１７％）多い結果となった。

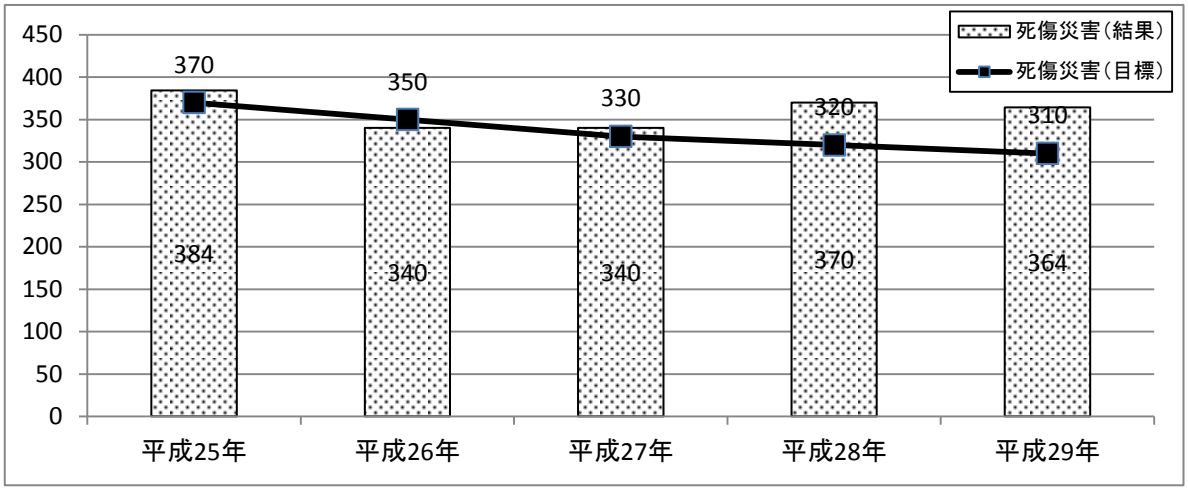

【図 14】　12 次防期間中の飲食店における死傷災害発生状況

オ　陸上貨物運送事業における目標達成状況

【第 12 次防･目標】

陸上貨物運送事業の死傷者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに１０％以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）　荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底として、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部・各分会との連携を強化し、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を促進する。

（イ）　トラック運転手に対する荷台からの墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導を強化する。

この際、荷役作業の「作業手順書」の作成支援を行い、当該作業手順書に従った作業の徹底を指導する。

（ウ）　経営トップの理解、安全衛生管理体制の整備により、作業現場の実態を把握を徹底し、必要な場合には荷主に対する要請を行える体制を充実するよう指導する。

（エ）　荷主による取り組の促進として、荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

【達成状況】

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 15】のとおり、平成 25 年は単年度目標を達成したものの、以後はすべての年で単年度目標を達成することができず、最終目標値に対し、１８５人（+２５％）多い結果となった。

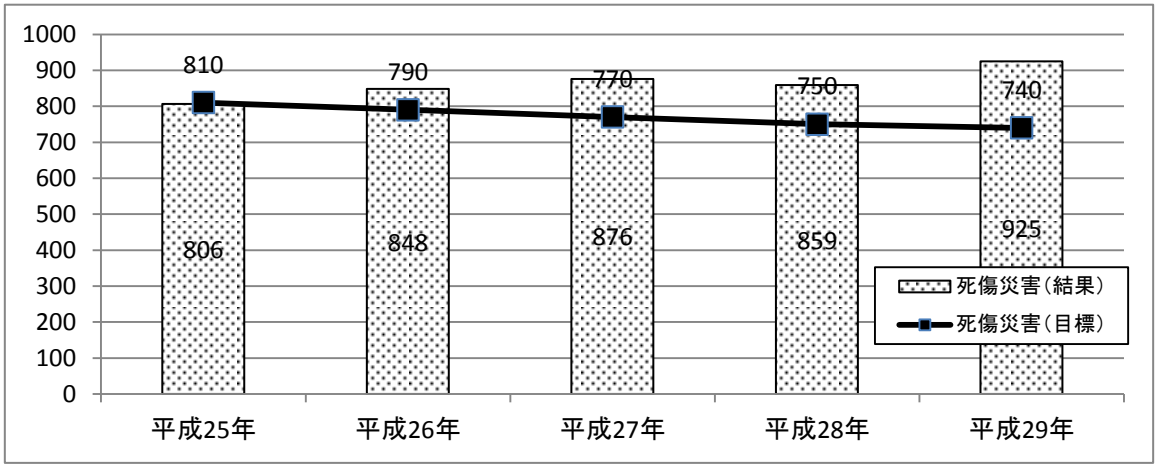

【図 15】　12 次防期間中の陸上貨物運送事業における死傷災害発生状況

カ　食料品製造業対策における目標達成状況

【第 12 次防･目標】

食料品製造業の死傷者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに 15%以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）　経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚

（イ）　安全衛生管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施の指導

（ウ）　食品加工用機械の災害防止対策の推進

（エ）　安全衛生教育の継続的実施（特に、パート・アルバイト等に対する、切れ・こすれ災害防止，転倒災害防止を重点とした雇入時安全衛生教育の充実）

（オ）　災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の促進による労働者の危険感受性を高める等の意識改善

（カ）　災害発生を契機とした当該事業場に対する（ア）～（オ）の事項を重点とした指導・啓発の実施による当該事業場の安全管理水準の向上

（キ）　小零細事業場に対する集団（組合等）をとらえた啓発・指導

【達成状況】

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 16】のとおり、平成 25 年、平成 29 年は単年度目標を達成し、それ以外３年間は単年度目標を達成できなかったものの、最終目標値に対し、３人（-1％）下回る結果となった。

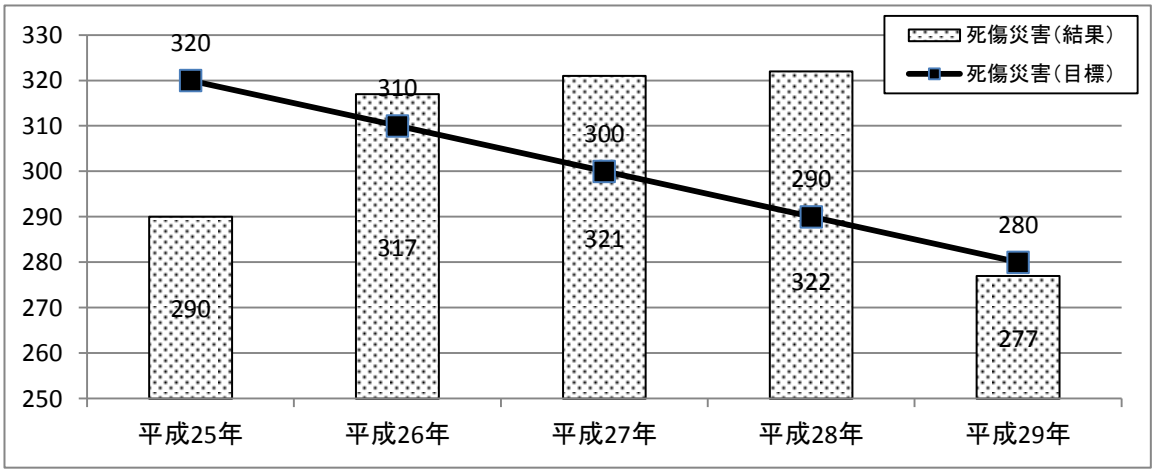

【図 16】　12 次防期間中の食料品製造業における死傷災害発生状況

キ　建設業における目標達成状況

【第 12 次防･目標】

建設業の死傷者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに 10%以上減少させる。

死亡者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに 15%以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）墜落・転落災害防止対策の徹底

ａ　リスクアセスメントの実施による墜落・転落災害防止対策の見直・徹底

ｂ　「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置、特に「より安全な措置」の採用についての普及・指導の強化

ｃ　ハーネス型安全帯の普及促進

（イ）　「重機災害」、「崩壊・倒壊災害」防止対策の徹底

（ウ）　解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化として、今後増加が予想される解体工事、修繕工事についての現場把握を徹底し、指導を強化する。特に、墜落・転落災害防止、アスベストばく露防止についての指導を徹底する。

（エ）　自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底

（オ）　雇入時教育、新規入場時教育等の徹底として、災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による若年労働者や新規入場者等、特に経験の浅い労働者に対する意識改善

（カ）　建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防支部」という。）・各分会との連携の強化

ａ　災害急増時や自然災害（台風、大雨、酷暑等）の発生が予想される時期に、「局⇒建災防支部⇒分会⇒会員事業場」又は「署⇒分会⇒会員事業場」の連絡（指導、要請等）が迅速に行われるよう、連携を強化する。

ｂ　行政を補完する意味での建災防支部による講習会、パトロールの実施を継続する。

【達成状況】

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 17】のとおり、平成２６年、平成２８以外の年は単年度目標を達成し、最終目標値に対し、３０人（-４%）下回る結果となった。

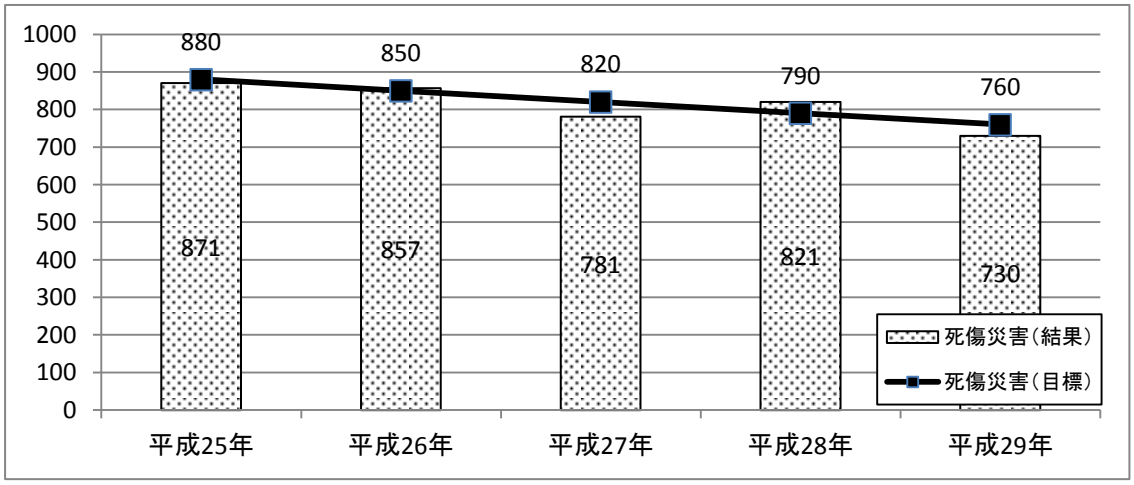

【図 17】　12 次防期間中の建設業における死傷災害発生状況

死亡災害については、【図 18】のとおり、２年目の平成 26 年以降は最終目標値を下回る結果となった。

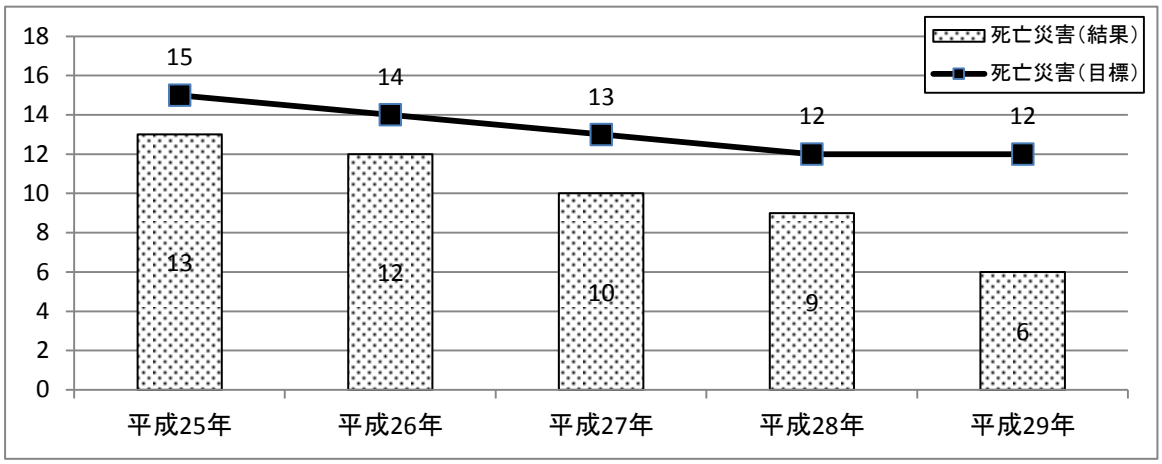

【図 18】　12 次防期間中の建設業における死亡災害発生状況

ク　製造業における目標達成状況

【第 12 次防･目標】

製造業の死傷者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに１０％以上減少させる。死亡者数について、平成 24 年と比較して平成 29 年までに１５％以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）リスクアセスメントの実施等機械設備・施設の安全対策の定期的見直し及び改善による管理体制の整備の促進

（イ）死亡災害や障害の残る災害につながりやすい「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底

（ウ）災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善

（エ）（公社）神奈川労務安全衛生協会本部、各支部や工業組合等の団体との連携強化による法改正、ガイドラインの策定等についての迅速な広報・普及・啓発を行う体制の強化

【達成状況】

第１２次防期間中における死傷災害については、【図 19】のとおり、平成２５年、平成２７は単年度目標を達成したものの、それ以外のすべての年で単年度目標を達成できず、最終目標値に対し、７２人（+7．６％）上回る結果となった。

死亡災害については、（【図 20】）のとおり、第 12 次防期間中の全ての年において最終目標値を下回る結果となった。

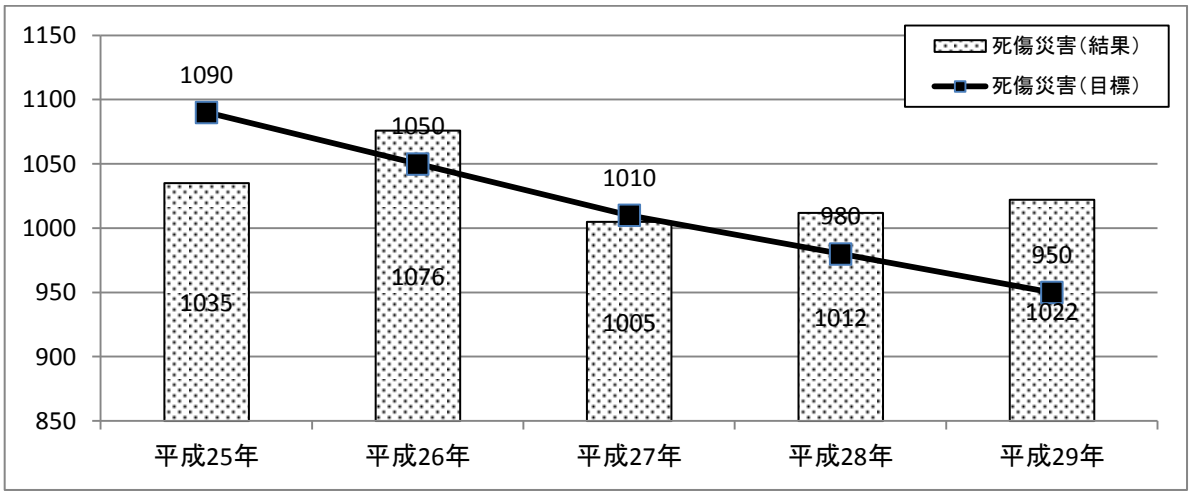

【図 19】第 12 次防期間中の製造業における死傷災害発生状況

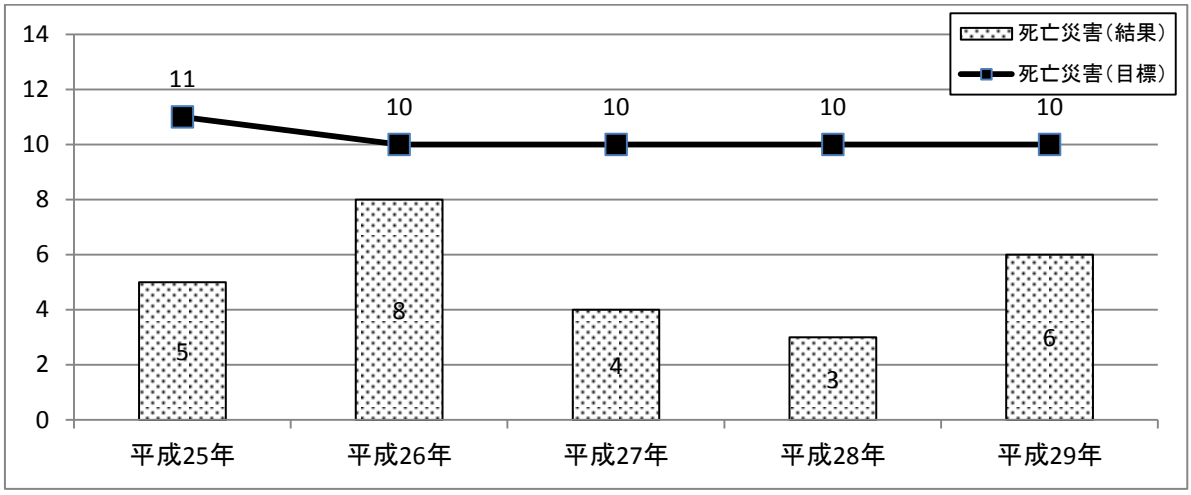

【図 20】第 12 次防期間中の製造業における死亡災害発生状況

ケ　メンタルヘルス対策の目標達成状況

【第 12 次防･目標】

平成 29 年度末に「心の健康づくり計画」を策定している事業場数を 5,000 以上にする。

【期間中の取組】

（ア）監督/個別指導時に心の健康づくり計画の策定指導（神奈川産業保健総合支援センターの活用勧奨）

（イ）平成 23 年度以前にシステム入力された事業場(未策定事業場)に対する自主点検の実施(局-平成 28 年度まで)

（ウ）「心の健康づくり計画」の簡易なサンプルのＨＰへの掲載と掲載内容の改訂ほか

（エ）精神障害等に係る労災支給決定を行った事業場に対する個別指導、労災支給決定･事業場を複数有する企業の本社等に対する個別指導

【達成状況】

平成 29 年度末に「心の健康づくり計画」を策定している事業場数を 5,000 以上にする目標は、【図 21】のとおり、把握した事業場数では平成 29 年度末時点で 4546 件と目標を下回る結果となった。

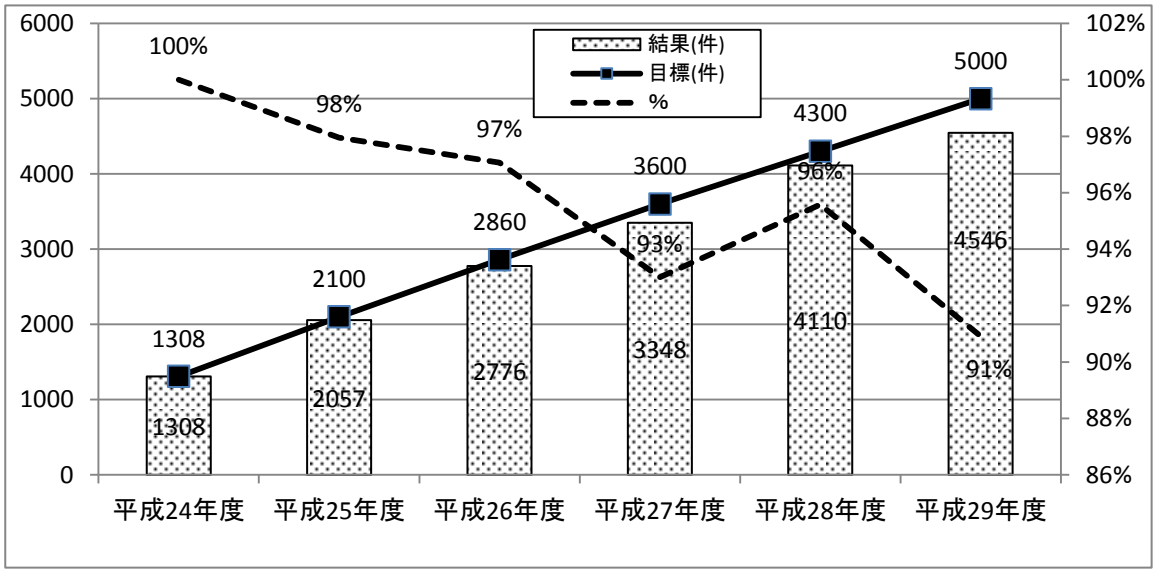

【図 21】第 12 次防期間中の「心の健康づくり計画」を策定している事業場の把握数の推移

コ　過重労働による健康障害防止対策の目標達成状況

【第 12 次防･目標】

面接指導の対象基準を設定している事業場数を、平成 27 年度は平成 26 年度と比較して 10%増、平成 28 年度は平成 27 年度と比較して 50%増、平成 29 年度は平成 28 年度と比較して 50%増とする。

【期間中の取組】

（ア）監督/個別指導実施時の状況把握･確認、専用指導文書等による指導

（イ）局署における各種会議、集団指導等あらゆる機会を通じた周知･徹底

（ウ）自主点検(局)、窓口指導(署)

（エ)「過労死等防止啓発月間」中の集中的な監督/個別指導の実施や「過重労働解消キャンペーン」の積極的展開

【達成状況】

面接指導の対象基準を設定している事業場数は【図 22】のとおり、年次別の比較統計が可能になった平成 27 年度･28 年度のいずれも単年度目標を上回る結果であったが、平成 29 年度は 3805 件（44%増）と、目標を下回る結果となった。

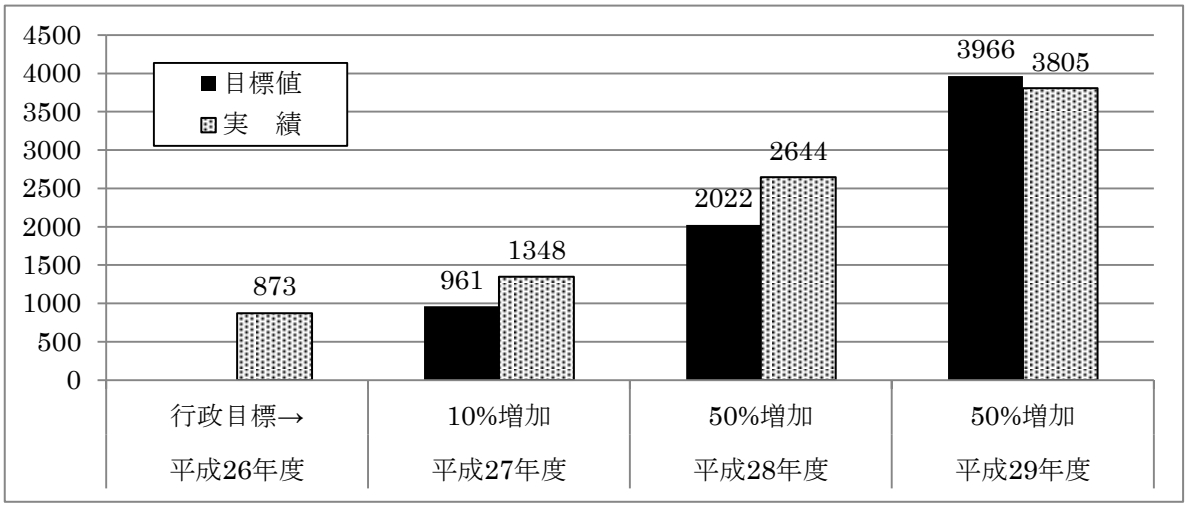

【図 22】第 12 次防期間中における面接指導の対象基準を設定している事業場数の推移

サ　化学物質対策の目標達成状況

【第 12 次防･目標】

平成 29 年度末までに、危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場における化学物質のリスクアセスメント(ＲＡ)実施率を 50%以上とする

【期間中の取組】

（ア）４か年計画に基づき、各署において監督指導/個別指導を実施した。

（イ）化学物質の管理及びＲＡを中心に、局署において集団指導を実施した。

【目標達成状況】

リスクアセスメント実施事業場数は、【図 23】のとおり、平成 29 年度末で 45.9%と目標を下回る結果となった。

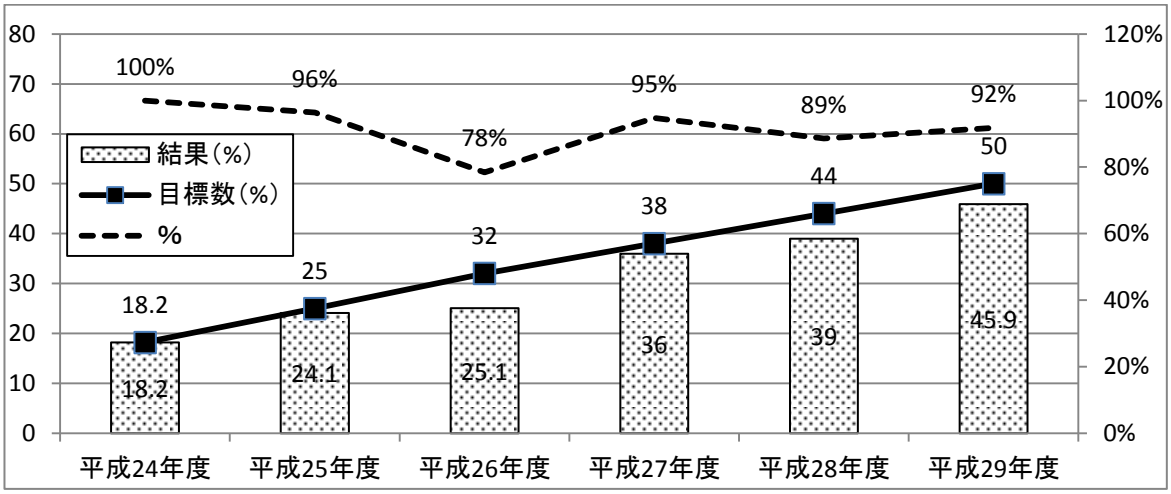

【図 23】第 12 次防期間中における化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場数の推移

シ　腰痛予防対策の目標達成状況

【第 12 次防･目標】

平成 24 年と比較し、平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数を 10%以上減少させる。

【期間中の取組】

（ア）「職場における腰痛予防対策指針」の周知

（イ）関係団体や自治体との連携

（ウ）地方自治体と連携した社会福祉施設･対象の集団指導の実施

（エ）小売業、社会福祉施設等で休業 4 日以上の腰痛災害が発生した事業場に対し自主点検を実施

（オ）休業 4 日以上の腰痛災害が発生した小売業･社会福祉施設(平成 28 年度)、保健衛生業(平成 29 年度)を対象にした集団指導の実施(局で実施)など

【目標達成状況】

第１２次防期間中における腰痛による死傷災害は、【図 24】のとおり 2 年目の平成 26 年と 4 年目の平成 28 年は単年度目標を小幅ながら上回ったものの、それ以外の 3 か年はいずれの年においても単年度の目標値を下回り、最終目標値に対し 35 人（-10%）下回る結果となった。

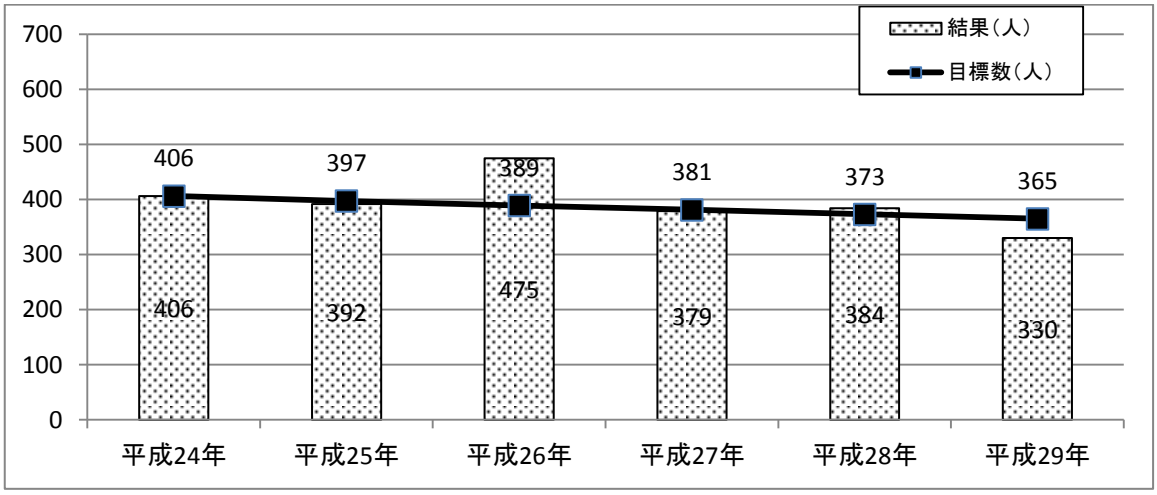

【図 24】第 12 次防期間中の腰痛による業務上疾病者数の推移

ス　熱中症対策の目標達成状況

【第 12 次防･目標】

第 11 次防期間中の５年間と比較し、第 12 次防期間中の５年間の熱中症による休業４日以上の死傷者数を 20%減少させる。

【期間中の取組】

（ア）　リーフレットを作成して局署における会議、講習等あらゆる機会を通じて、早期から予防対策の周知を行った。また自治体、関係する団体にリーフレットの送付により広報への協力を依頼した。平成 29 年度は主要な災防団体や経営者団体等に対し、局長より早期の対策徹底を要請した。

（イ）　平成 25～27 年度は、局において熱中症発生事業場に対する自主点検を実施し、結果を分析して広報した。また休業４日以上の熱中症発生状況も広報している。

（ウ）　ＷＢＧＴ値を活用した防止対策の徹底を図るため、集団指導を実施した。

【目標達成状況】

第 11 次防期間中の死傷者数の合計値 102 人に対し、平成 28 年の時点において 95 人と４年目で既に目標値をオーバーし、最終的には 124 人と、目標値に対し 42 人（+51.2%）上回る結果となった。

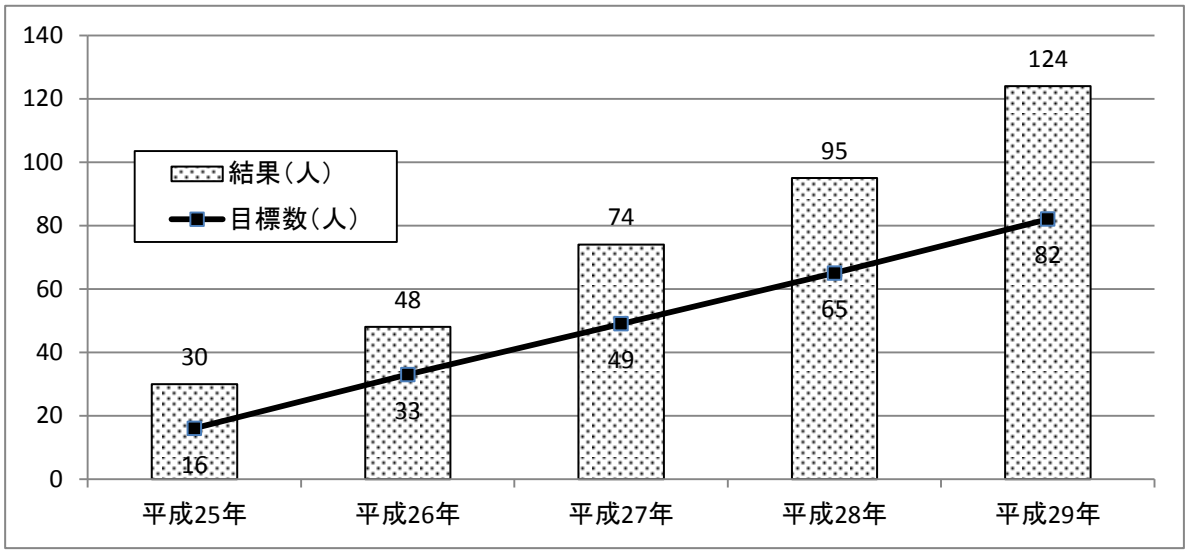

【図 25】第 12 次防期間中における熱中症による業務上疾病者数の推移

３　重点事項

前記２の労働災害発生状況等を踏まえ、第 13 次防における重点対策として下記の各対策を推進する。

なお、数値目標設定を行った重点対策については、別紙１において各重点対策の課題、目標及び具体的対策を示した。

（１）　死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

【業種別・災害種別の重点対策の実施】

ア　建設業における墜落・転落災害等の防止

詳細は別紙にて記載

イ　製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

詳細は別紙にて記載

ウ　伐木作業等の安全対策

伐木等作業における安全対策のあり方に関する専門家による検討結果を踏まえ、平成３０年度にチェンソーによる伐木等の作業に関して労働安全衛生規則等が改正される予定であるので、その円滑な施行のための周知を図る。

エ　熱中症対策

「『ＳＴＯＰ！』熱中症 クールワークキャンペーン」期間中の早い時期から、解体業を含む建設業、警備業等、夏季を中心とした暑熱な環境で労働者に作業を行わせる事業者に対する指導を強化するとともに、自治体を含む他の行政機関や労働災害防止団体等との連携を促進して、職場における熱中症予防対策の一層の周知徹底を図る。

（２）　過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア　労働者の健康確保対策の強化

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等で労災認定された件数は、近年 60 人前後で推移している。

		H24	H25	H26	H27	H28
脳・心臓疾患	請求件数	58	62	62	75	49
	うち支給決定件数	23	16	20	19	18
精神障害	請求件数	91	133	122	118	140
	うち支給決定件数	46	30	33	38	42
請求件数合計		149	195	184	193	189
		69	46	53	57	60

【表4】脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移

（ア）企業における健康確保措置の推進

過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策をこれまでになく推進する必要がある中、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取り組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進する。また、労働者にも、自らも健康の保持増進に努めるよう啓発する。

（イ）産業医・産業保健機能の強化

ａ　事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等を確実に実施する等、労働者の健康管理を徹底する。

ｂ　衛生委員会等の活性化を図るため、同委員会に産業医の参加を促すなどの取組を進める。

ｃ　本省が検討するとしている、「産業医の在り方に関する検討会報告書」や「衛生委員会の審議事項」等について、新施策が示された際には、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

イ　過重労働による健康障害防止対策の推進

（ア）　長時間労働の抑制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働による脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労

働者の健康管理が強化されることから、新施策が示された際には、その内容を踏まえ必要な対策を講じる。

（イ） 常時 50 人未満の労働者を使用する事業場において、事業者自ら医師を選任し、面接指導を実施することが困難なときには、地域産業保健センターの活用を促進する。

ウ　職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

詳細は別紙にて記載

エ　雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進

雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるよう周知する。

オ　副業、兼業、テレワークの拡大への対応

（ア） 副業、兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく。

また、それら労働者の健康管理が、一体的かつ継続的に管理されるような方策が本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

（イ） テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

カ　過労死等の実態解明と防止対策に関する研究

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の過労死等調査研究センターにおける過労死等の労災保険給付請求事案に係るデータの収集や調査分析等が継続され、引き続き疫学的な研究等を通じて過重労働と過労死等の相関等に関する客観的なデータの把握と分析が行われることから、その結果を踏まえた対策が示された際には、これを積極的に推進する。

(3)　就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進について

ア　死傷災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種への対応

(ア)　第三次産業対策（社会福祉施設、小売業・飲食店）

詳細は別紙にて記載

(イ)　陸上貨物運送事業対策

詳細は別紙にて記載

(ウ)　転倒災害の防止

休業４日以上の死傷災害の中で最も多い「転倒災害」について、引き続き、「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト神奈川」を地方公共団体、労働災害防止団体、関係事業者団体等と連携して効果的に展開するとともに、「ころばＮＩＣＥかながわ体操」の周知、活用促進に努める。

(エ)　腰痛災害の防止

詳細は別紙にて記載

(オ)　交通労働災害の防止

全ての業種事業場に対し、全国安全週間・全国労働衛生週間、春・秋の交通安全運動等の時期に行われる各種集団指導、大会等の機会を捉えて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底のため、関係事業者団体、関係行政機関との積極的な連携に留意し、業界全体での取組の更なる促進を図る。

(カ)　クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

平成 30 年３月１日に規則改正された３ｔ未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格について、製造業、建設業、陸上貨物運送事業等の関係者に周知徹底を図る。

また、多発する玉掛け作業中の死傷災害について「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底を図る。

(キ)　職場における「危険の見える化」の推進

高齢化社会や働き方の多様化が進む中、高年齢労働者、非正規雇用労働者、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、職場の働く環境における危険情報を共有、対策を徹底するため「危険の見える化」に配慮して労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。

なお、「危険の見える化」の事例を取集し、会議研修会に活用、神奈川局ホームページに掲載するなどの情報提供を行う。

イ　高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

(ア)　高年齢労働者対策

ａ　課題

神奈川県内における 60 歳以上の死傷者数は、第 12 次防最終年度の平成 24 年と平成 29 年を比較すると 154 人増加し、全体に占める割合は 20.0%から 22.4%と増加している。

また、業種別の傾向では、平成２４年と平成２９年を比較すると、社会福祉施設７７人増、清掃・と畜業７０人増と、増加傾向が著しい。その反面、減少傾向にある業種は製造業３０人減、建設業２９人減であった。

ｂ　具体的対策

①　高年齢労働者の割合の高い職場や、高年齢労働者の死傷災害が増加している業種においては、身体機能低下に伴うリスク増大に対応して、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保等、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善に向けた取組を行う。

②　転倒災害や腰痛予防のために、筋力強化や身体機能向上にむけた、腰痛予防体操や「ころばＮＩＣＥかながわ体操」の、周知及び活用を推進する。

③　今後改正が予定されている「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」や、高年齢労働者対策に取り組んでいる企業の取組事例について、神奈川労働局ＨＰ等を通じて周知及び活用を推進する。

④　災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「危険の見える化」措置の活用促進による、労働者の意識改善を行う。

（イ） 非正規雇用労働者対策

ａ　課題

神奈川県内の全労働者に占める非正規雇用労働者の割合は、平成 25 年以降を見ると、平成 25 年 30.0%、平成 26 年 30.3%。平成 27 年 30.7%。平成 28 年 31.0%、平成 29 年 31.23%と増加する傾向にあり、全労働者の約 1/3 を占めている。

また、第 13 次労働災害防止計画によると、全国では小売業や飲食店は他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数 3 年未満の死傷者の割合が高いことが指摘されており、当局においても同様の傾向と考えられる。

ｂ　具体的対策

① 安全衛生教育の継続的実施（特に、パート・アルバイト等を対象とした雇入時教育）を指導する。特に製造業、陸運業、商業、高齢者介護施設向けの安全衛生教育マニュアルについて、活用促進を図る。

② 災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「危険の見える化」措置の活用促進による、労働者の意識改善を行う。

③ 「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」に基づき、派遣労働者に対する安全衛生教育の実施、派遣元事業者及び派遣先事業者における適切な役割分担と双方の連携を重点に周知、指導を行う。

（４）疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア　企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

（ア）疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

（イ）地方自治体、関係団体等で構成する神奈川地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。

（ウ）両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けマニュアル等が引き続き作成されることから、神奈川産業保健総合支援センターにおける研修の実施等を通じて普及を図る。

（エ）治療と職業生活の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進めるため、引き続き産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進する。

イ　せき髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

労災病院のリハビリテーション機関等において、実施される研究成果を踏まえ、せき髄に損傷を負った労働者等の治療と仕事の両立について、障害者雇用施策との連携など、国の支援策の在り方が本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

（5）化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア　化学物質による健康障害防止対策

（ア）化学物質による健康障害防止対策

a　近年、胆管がん事案、膀胱がん事案等、がん等の遅発性の健康障害が発生したことに鑑み、化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっていることから、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を進める。

b　危険性又は有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、有害のおそれがあるとみなして必要な対策を講じることや化学物質の有害性情報を理解し、適切な措置が講じられるよう指導する。

c　特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施や、ラベル表示及びSDS交付の対象としている物質は663物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663物質以外の化学物質が、その危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きも認められる。

このような状況を踏まえ、ラベル表示及びSDS交付の在り方について、本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

（イ）リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

本省が、見直しや検討するとしている「作業改善の実効をあげるための支援策」、「ラベル表示・通知義務対象物質」、「作業態様に応じた測定・評価方法」、「総合的な健康確保対策が講じられる方策」、「化学物質の有害情報の的確な把握」、「がん等の遅発性の健康障害の把握」等について、新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

（ウ）化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇い入れ時教育等の安全衛生教育について、その内容の充実が本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

イ　石綿による健康障害防止対策

（ア）解体等作業における石綿ばく露防止

a　石綿が用いられている建築物の老朽化による解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないまま、解体工事が施工される事例等が報告されている。このため、発注者、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れ防止の徹底や適切な石綿ばく露防止対策について周知する。

b　労働安全衛生法に基づく届出等がなされていない工事や管理上問題が認められる事業場について、届出や石綿ばく露防止対策等を徹底させる。

c　大規模地震等の自然災害が発生した際には、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況にも応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等、ばく露防止対策の推進を図る。

（イ）労働者の石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

石綿をはじめとした化学物質による健康障害は、長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し、保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報が確実に保存されるようにあ

らゆる機会を捉えて周知する。

ウ　受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施に加え、換気等による有害物質濃度の低減や、清掃時の保護具の着用等による効果について、本省が実施する検証結果を踏まえ、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

エ　粉じん障害防止対策

（ア）粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第９次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取り組を推進する。

（イ）ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すため、工事発注者に対し、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等を通じて、「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」（平成１２年１２月２６日付け基発第７６８号の２）において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置について要請等を行う。

（6）企業・業界単位での安全衛生の取り組の強化

ア　安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

安全衛生管理組織の強化のため、安全衛生専門人材の育成、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を総合的に検討、配置させることを指導する。

イ　企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

全国主要都市で開始予定の安全衛生優良企業公表制度の周知啓発のためのセミナーへの参加勧奨等を通じ、安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知を図る。

ウ　労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

国際標準化機構で制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム（ＩＳＯ４５００１）の発効に合わせ、ＩＳＯ４５００１に盛り込まれていない我が国の産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保の取り組を取り入れた日本工業規格（ＪＩＳ規格）を制定するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムの指針の改訂を予定しているので、その普及促進を図る。

エ　関係行政機関及び労働災害防止団体等との連携の強化

（ア）課題

これまでも、局・署において各労働災害防止団体、神奈川県・各市町村との連携を図り、労働災害防止対策・健康確保対策に関して連携を図ってきたところであるが、第 13 次防においては、特に第三次産業等の災害防止対策に関連してこれまで連携が十分でなかった第三次産業の業種の業界団体等との連携を強化し、集団指導や自主点検の実施、法令改正・ガイドライン策定・リーフレット作成等の周知・普及・ＰＲ等（以下「各種行政活動」という。）等が容易に可能となるような体制づくりが必要である。

また、墜落・転落災害、機械災害のみならず、転倒災害、腰痛災害等の増加に対応し、専門家の活用を図り、企業内での人材育成に悩む事業場に対する各種対策の普及を促進する必要が

ある。

（イ）具体的対策

a　関係行政機関との連携・協働のために、国、神奈川県、各市町村における「安全」「健康」担当部署、重点業種所掌部署と恒常的に連携を図れる体制を構築し、相互に説明会、集団指導等の場での行政活動を継続できるようにする。

b　専門家との連携・協働のために、安全衛生の専門機関及び専門家の意見を参考として重点業種の災害防止対策のより効果的な推進を図る。

c　労働災害防止団体との連携・協働のために中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）及び、県内の各労働災害防止団体、その支部・分会との連携を強化し、行政活動の各会員事業場への迅速な普及・展開を図れるようにするとともに、会員以外の同業者へのＰＲ活動についてもこれまで以上に強化を図る。

d　業界団体との連携・協働のために、各地区建設業協会、各地区工業組合等のほか、これまで恒常的な連携が行われていなかった、商工会議所、商工会、各同業者組合等の組織との恒常的な連携が図れるよう、局署で窓口となる事務局・代表企業に対する働きかけを行い、各種行政活動の展開が容易となるような体制を構築する。

e　産業保健機関等との連携・協働のために、産業保健総合支援センター、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センター、労災病院勤労者予防医療センター等との連携を強化し、県・市町村の健康確保対策部署を交えた産業保健活動の効果的な展開を行う。

（7）安全衛生教育及び人材育成の推進

全ての事業場に対して、「安全衛生教育等推進要綱」に基づく安全衛生教育及び研修の推進を図るため、事業者をはじめ事業者団体及び安全衛生関係団体等に対し、連絡会議、集団指導等の機会を捉え周知する。

災害発生状況や派遣労働者、外国人技能実習生の災害防止を視野に入れて、雇入れ時教育をはじめとする労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立を指導する。

外国人技能実習生を雇用する事業場を指導するに当たっては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育の実施等について周知・指導する。

派遣労働者について、派遣元への指導に当たっては雇入れ時、作業内容変更時の教育の徹底、派遣先への指導にあっては、安全衛生教育のカリキュラムの作成支援等の派遣元への協力等を重点に監督担当部署と連携して必要な指導を行う。

また、安全衛生教育等を実施する事業者団体び、安全衛生団体等との連携を図り、地域の実情に応じた安全衛生教育及び研修を推進するため、関係災害資料の提供、講師派遣などの指導・援助を行う。

別紙

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

1　重点対策における目標設定について

重点対策ごとに下表のとおり、具体的目標を定めることとする。

<table>
<tr><td rowspan="9">業種別
災害
防止
対策</td><td colspan="3">減少目標値</td></tr>
<tr><td>業　　種</td><td>死傷者数
（休業４日以上）</td><td>死亡災害</td></tr>
<tr><td>全　業　種</td><td>死傷者数 5% 以上</td><td>25 人以下</td></tr>
<tr><td>小　売　業</td><td>死傷者数５％以上</td><td rowspan="4">設定しない</td></tr>
<tr><td>社会福祉施設</td><td>死傷年千人率 5% 以上</td></tr>
<tr><td>飲　食　店</td><td>死傷者数 5% 以上</td></tr>
<tr><td>陸上貨物運送事業</td><td>死傷者数 5% 以上</td></tr>
<tr><td>建　設　業</td><td>死傷者数 10% 以上</td><td>５人以下</td></tr>
<tr><td>製　造　業</td><td>死傷者数 10% 以上</td><td>５人以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">メンタルヘルス対策</td><td colspan="2">メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とし、ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者 50 人以上の事業場の割合を 85%以上とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">腰痛予防対策</td><td colspan="2">腰痛による死傷災害を死傷年千人率で５%以上減少させる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">熱中症対策</td><td colspan="2">職場での熱中症による死亡災害を 2013 年から 2017 年の５年間と比較して、2018 年から 2022 年までの５年間で 5%以上減少させる。</td></tr>
</table>

全業種における件数、各年次の数値目標については下表のとおりである。

【　目　標　】

2017 年と比較して、2022 年までに**全業種**における

① 労働災害による死亡者数を **25 人以下**とする。

② 労働災害による休業４日以上の死傷者数を **5%以上**減少させる。

<table>
<tr><th colspan="7">各年ごとの具体的数値目標（全業種　件数）</th></tr>
<tr><td></td><td>2017 年
（基準年）</td><td>2018 年
（1 年目）</td><td>2019 年
（2 年目）</td><td>2020 年
（3 年目）</td><td>2021 年
（4 年目）</td><td>2022 年
（最終年）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡</td><td>30</td><td>29</td><td>28</td><td>27</td><td>26</td><td>25</td></tr>
<tr><td>対前年減少率</td><td>−3.3%</td><td>−3.4%</td><td>−3.6%</td><td>−3.7%</td><td>−3.8%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">休業</td><td>6551</td><td>6485</td><td>6419</td><td>6353</td><td>6287</td><td>6223</td></tr>
<tr><td>対前年減少率</td><td>−1.0%</td><td>−1.0%</td><td>−1.0%</td><td>−1.0%</td><td>−1.0%</td></tr>
</table>

２　重点対策ごとの課題と具体的取組

（１）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア　建設業対策

（ア）目標

【　目　標　】

2017 年と比較して、2022 年までに**建設業**における

① 労働災害による死亡者数を**５人以下**とする。

② 労働災害による休業４日以上の死傷者数を**10%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（建設業　件数）						
	2017 年（基準年）	2018 年（1 年目）	2019 年（2 年目）	2020 年（3 年目）	2021 年（4 年目）	2022 年（最終年）
死亡	6	5	5	5	5	5
	対前年減少率	−17%	0%	0%	0%	0%
休業	730	715	700	685	671	657
	対前年減少率	−2.1%	−2.1%	−2.1%	−2.0%	−2.1%

（イ）具体的対策

ａ　墜落・転落災害防止対策の徹底

①　高所作業における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とする規則改正（予定）について、周知徹底を図る。

②　「足場からの墜落・転落災害防止総合対策要綱」に基づく措置、特に「より安全な措置」の採用についての普及・指導の強化を図る。

③　工事責任者災害防止連絡会議、建設工事関係者連絡会議等の、各種機会を捕まえた指導及びパトロールを強化する。

ｂ　解体工事における安全対策の徹底

1970 年代に最盛期であったビル等の建築工事から 50 年を迎え、建築物の解体が 2028 年にピークを迎えることが予測され、今後、解体工事や修繕工事について増加が見込まれることから、現場把握を徹底し指導を強化する。特に、墜落・転落災害防止、アスベストばく露防止についての指導を徹底する。

ｃ　2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う、対策の徹底及び長時間労働の縮減も含めた対策の徹底を図る。

ｄ　自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策を徹底する。

ｅ　伐木等の作業に関して省令等が改正する予定のため、山岳部の道路拡幅工事、トンネル工事において、チェーンソーを用いた作業における規則改正の周知徹底を図る。

ｆ　雇入時教育、新規入場時教育等を徹底するとともに、「足場の特別教育」及び今後規則改正が予定されている「フルハーネス型安全帯」の特別教育の履行の徹底について周知・啓発を行う。

ｇ　災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「危険の見える化」措置の活用促進による若年労働者や新規入場者等、特に経験の浅い労働者に対する意識改善を行う。

ｈ　建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防支部」という）・各分会との連携の強化

①　災害急増時や自然災害（台風、大雨、酷暑等）の発生が予想される時期に、「局⇒支部

⇒分会、署⇒分会⇒会員事業場」の連絡（指導、要請等）が迅速に行われるよう、連携を強化する。

② 行政を補完する意味での建災防支部による講習会、パトロールの実施を継続する。

③ 県外事業者、非会員事業者に対する指導、啓発について署・建災防支部及び各分会が連携を図って実施する。

ｉ 熱中症予防対策を徹底する。

イ 製造業対策

（ア）目標

【 目 標 】

2017 年と比較して、2022 年までに**製造業**における

① 労働災害による死亡者数を**５人以下**とする。

② 労働災害による休業４日以上の死傷者数を**10%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（製造業 件数）						
	2017 年（基準年）	2018 年（1 年目）	2019 年（2 年目）	2020 年（3 年目）	2021 年（4 年目）	2022 年（最終年）
死亡	6	5	5	5	5	5
	対前年減少率	−17%	0%	0%	0%	0%
休業	1022	1000	979	959	939	919
	対前年減少率	−2.2%	−2.1%	−2.0%	−2.1%	−2.1%

（イ）具体的対策

ａ 「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進等、機械設備・施設の安全対策の定期的見直し及び改善による管理体制の整備の促進を行う。

ｂ 死亡災害や障害の残る災害につながりやすい「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底を行う。

ｃ 災害事例等の掲示、「擬似体験設備」の設置等「危険の見える化」措置の活用促進による労働者の意識改善を行う。

ｄ （公社）神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化による法改正、ガイドラインの策定等についての迅速な広報・普及・啓発を行う。

（２）過労死等の防止等の労働者の健康保持対策の推進

ア 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

（ア）目標

【 目 標 】

① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上（56.6%：2016 全国値）とする。

② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者 50 人以上の事業場の割合を 85%以上（78.7%：2017 神奈川）とする。

（イ）具体的対策

ａ メンタルヘルス不調の予防

① ストレスチェック制度について、Ｉ労働者には受検を義務付けていないもののストレス

チェック制度の趣旨、目的及び個人情報について適切に情報管理がされていることを周知することで、労働者との信頼関係を築き、未受検者をなくすとともに、Ⅱ高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた労働者が、医師の面接指導等を申し出しやすい職場環境づくりを構築し、Ⅲストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善に取り組むことにより、各事業場における総合的なメンタルヘルス対策を推進する。

② 神奈川産業保健総合支援センター（独立行政法人労働者健康安全機構）の支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取り組を推進する。

③ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第３号　平成 27 年 11 月改正）に基づく取り組みを引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口を周知することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

b　パワーハラスメント対策の推進

労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催される有識者と労使関係者からなる検討会の検討結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

c　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

身体活動は、抑うつや不安の発生の予防、これらの症状の改善に有用であることが明らかになってきている。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、広く国民のスポーツへの関心が高まることを踏まえ、スポーツ庁と連携して、スポーツ基本計画と連動した事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第１号）の見直しが本省において検討されることから、その結果に基づき運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する。

（３）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対応

ア　小売業対策（第三次産業対策）

（ア）目標

【　目　標　】

2017 年と比較して、2022 年までに**小売業**における
労働災害による休業４日以上の死傷者数を **5%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（小売業　件数）					
2017 年（基準年）	2018 年（1 年目）	2019 年（2 年目）	2020 年（3 年目）	2021 年（4 年目）	2022 年（最終年）
839	830	821	813	805	797
対前年減少率	−1.1%	−1.1%	−1.0%	−1.0%	−1.0%

（イ）具体的対策

a　多店舗展開企業等に対する取組

多店舗展開企業等において、本社等主導による自主的な安全衛生活動を定着させること

を主眼とし、特に、次の事項を重点として取り組む。

① 本社等における労働災害防止・健康確保のための取組の促進

② 店舗・施設における安全衛生担当者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び安全推進者）の配置の促進

③ 店舗・施設における安全衛生活動の活性化・定着

b 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（以下「安全推進運動」という）の実施

多店舗展開企業等の本社等の自主的安全衛生活動を促進することにより、企業・法人全体の安全意識を高め、安全衛生水準の向上を図ることを目的とした「安全推進運動」について、多店舗展開企業の本社、店舗、施設、関係業界団体等と連携して周知を図る。また、厚生労働省 HP の「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動特設サイト」について、関係者に広く周知と活用の働きかけを行う。

c 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施

店舗の労働災害を減少させるために、本社主導による労働災害防止対策を進める取組計画の作成指導を行う。

d 多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施

事業者、労働者に対し労働災害の発生状況や労働災害防止に関する情報を広く届かせることを目的に、安全推進運動の周知に併せて各種情報提供を実施する。

また、大規模商業施設に対しては、各店長・各テナントが会議等で参集する機会を捉えた資料の配付や説明機会の確保等により、効果的・効率的な周知を行う。

e 業界単位での労働災害防止対策の推進

業界として労働災害発生状況や優良事例の把握、人材育成のための研修の実施等、労働災害防止のための自主的な取り組みを強化するよう業界団体に効果的に働きかけを行う。

f 中央労働災害防止協会との連携

中小規模事業場安全衛生サポート事業が活用できる場合は、具体的な取組手法等を求める事業場、又は集団に対して、積極的に、その活用を勧奨する。

g 安全教育の推進

パートタイム労働者などに対する、雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育等の実施の徹底及び、実施管理体制の確立を図る。

h 転倒災害、腰痛災害防止の推進

転倒災害の防止については「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト神奈川」の周知活用に努める。また、腰痛災害の防止については、「腰痛予防体操」の推進や安全教育の確実な実施を図る。

i 危険の見える化の推進

業界で安全衛生に関し積極的に取組んでいる企業の取組事例や、『危険の見える化』を収集し、神奈川労働局のＨＰにて紹介する。

イ　社会福祉施設対策（第三次産業対策）

（ア）目標

【　目　標　】

2017 年と比較して、2022 年までに**社会福祉施設**における労働災害による死傷千人率を **5%以上**減少させる。

（神奈川県毎月勤労統計調査地方調査における過去 5 年間の労働者数の推移から、2022 年の労働者数を 388,000 人と予測し死傷千人率を導き出したもの）

各年ごとの具体的数値目標（社会福祉施設　件数）						
	2017 年（基準年）	2018 年（1 年目）	2019 年（2 年目）	2020 年（3 年目）	2021 年（4 年目）	2022 年（最終年）
労働者数	363,000 人	368,000 人	373,000 人	378,000 人	383,000 人	388,000 人
災害件数	621	623	625	627	629	630
死傷千人率	1.71%	1.69%	1.67%	1.66%	1.64%	1.62%

（イ）具体的対策

a　多店舗展開企業等に対する取組

多店舗展開企業等において、本社等主導による自主的な安全衛生活動を定着させることを主眼とし、特に、次の事項を重点として取り組む。

①　本社等における労働災害防止・健康確保のための取組の促進

②　店舗・施設における安全衛生担当者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び安全推進者）の配置の促進

③　店舗・施設における安全衛生活動の活性化・定着

b　「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（以下「安全推進運動」という。）の実施

多店舗展開企業等の本社等の自主的安全衛生活動を促進することにより、企業・法人全体の安全意識を高め、安全衛生水準の向上を図ることを目的とした「安全推進運動」について、多店舗展開企業の本社、店舗、施設、関係業界団体等と連携して周知を図る。また、厚生労働省 HP の「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動特設サイト」について、関係者に広く周知と活用の働きかけを行う。

c　多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施

店舗の労働災害を減少させるために、本社主導による労働災害防止対策を進める取組計画の作成指導を行う。

d　多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施

事業者、労働者に対し労働災害の発生状況や労働災害防止に関する情報を広く届かせることを目的に、安全推進運動の周知に併せて各種情報提供を実施する。

e　業界単位での労働災害防止対策の推進

業界として労働災害発生状況や優良事例の把握、人材育成のための研修の実施等、労働災害防止のための自主的な取り組みを強化するよう業界団体に効果的に働きかけを行う。

f　中央労働災害防止協会との連携

中小規模事業場安全衛生サポート事業が活用できる場合は、具体的な取組手法等を求める事業場、又は集団に対して、積極的に、その活用を勧奨する。

g　安全教育の推進

パートタイム労働者などに対する、雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育等の実施の徹底及び、実施管理体制の確立を図る。

ｈ　転倒災害、腰痛災害防止の推進

転倒災害の防止については「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト神奈川」の周知活用に努める。また、腰痛災害の防止については、安全教育の確実な実施を図るとともに、身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。

ｉ　危険の見える化の推進

業界で安全衛生に関し積極的に取り組んでいる企業の取組事例や、『危険の見える化』を収集し、神奈川労働局のＨＰにて紹介する。

ウ　飲食店対策（第三次産業対策）

（ア）目標

【　目　標　】

2017 と比較して、2022 年までに**飲食店**における

労働災害による休業４日以上の死傷者数を **5%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（飲食店　件数）					
2017 年（基準年）	2018 年（1 年目）	2019 年（2 年目）	2020 年（3 年目）	2021 年（4 年目）	2022 年（最終年）
364	360	356	352	348	345
対前年減少率	−1.1%	−1.1%	−1.1%	−1.1%	−0.9%

（イ）具体的対策

ａ　多店舗展開企業等に対する取組

多店舗展開企業等において、本社等主導による自主的な安全衛生活動を定着させることを主眼とし、特に、次の事項を重点として取り組む。

①　本社等における労働災害防止・健康確保のための取組の促進

②　店舗・施設における安全衛生担当者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び安全推進者）の配置の促進

③　店舗・施設における安全衛生活動の活性化・定着

ｂ　「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（以下「安全推進運動」という）の実施

多店舗展開企業等の本社等の自主的安全衛生活動を促進することにより、企業・法人全体の安全意識を高め、安全衛生水準の向上を図ることを目的とした「安全推進運動」について、多店舗展開企業の本社、店舗、施設、関係業界団体等と連携して周知を図る。また、厚生労働省 HP の「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動特設サイト」について、関係者に広く周知と活用の働きかけを行う。

ｃ　多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施

店舗の労働災害を減少させるために、本社主導による労働災害防止対策を進める取組計画の作成指導を行う。

ｄ　多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施

事業者、労働者に対し労働災害の発生状況や労働災害防止に関する情報を広く届かせることを目的に、安全推進運動の周知に併せて各種情報提供を実施する。

また、大規模商業施設に対しては、各店長・各テナントが会議等で参集する機会を捉え

た資料の配付や説明機会の確保等により、効果的・効率的な周知を行う。

e　業界単位での労働災害防止対策の推進

業界として労働災害発生状況や優良事例の把握、人材育成のための研修の実施等、労働災害防止のための自主的な取組を強化するよう業界団体に効果的に働きかけを行う。

f　中央労働災害防止協会との連携

中小規模事業場安全衛生サポート事業が活用できる場合は、具体的な取組手法等を求める事業場、又は集団に対して、積極的に、その活用を勧奨する。

g　安全教育の推進

パートタイム労働者などに対する、雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育等の実施の徹底及び、実施管理体制の確立を図る。

h　転倒災害、腰痛災害防止の推進

転倒災害の防止については「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト神奈川」の周知活用に努める。また、腰痛災害の防止については、安全教育の確実な実施を図る。

i　危険の見える化の推進

業界で安全衛生に関し積極的に取り組んでいる企業の、取組事例や『危険の見える化』を収集し、神奈川労働局のＨＰにて紹介する。

エ　陸上貨物運送事業対策

（ア）目標

【　目　標　】

2017 年と比較して、2022 年までに**陸上貨物運送事業**における労働災害による休業４日以上の死傷者数を **5%以上**減少させる。

各年ごとの具体的数値目標（陸上貨物運送事業　件数）					
2017 年（基準年）	2018 年（1 年目）	2019 年（2 年目）	2020 年（3 年目）	2021 年（4 年目）	2022 年（最終年）
925	915	905	896	887	878
対前年減少率	−1.1%	−1.1%	−1.0%	−1.0%	−1.0%

（イ）具体的対策

a　①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役５大災害」という。）の防止対策の推進

周知啓発資料を配付し、業界団体への協力依頼及び陸運事業所・荷主等への周知指導を行う。

b　陸運事業場への支援

「安全衛生レベルアップ支援事業」及び「中小事業場個別サポート事業」について陸運事業所に周知を図る。

c　荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部及び各分会との連携を強化し、「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」の周知・普及を促進する。

d　陸運事業者及び荷主等の連絡協議会

神奈川荷役災害防止等連絡推進協議会及び、各署に連絡協議会を置き、荷役５大災害

防止対策の推進に向けて、協議会を開催やパトロールを実施するとともに、局署間で情報を共有する。

オ　腰痛の予防

（ア）目標

【　目　標　】

2017 年と比較して、2022 年までに**小売業、飲食店、陸上貨物運送事業**における、腰痛による休業４日以上の業務上疾病者数を 5%以上減少させる。

また、**社会福祉施設**においては、腰痛による休業４日以上の業務上疾病者千人率を、**5%以上**減少させる。（神奈川県毎月勤労統計調査地方調査における過去 5 年間の労働者数の推移から、2022 年の労働者数を 388,000 人と予測し、死傷千人率を導き出したもの）

各年ごとの具体的数値目標　（件数）							
		2017 年（基準年）	2018 年（1 年目）	2019 年（2 年目）	2020 年（3 年目）	2021 年（4 年目）	2022 年（最終年）
小売業		58	57	56	55	54	54
		対前年減少率	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%	0
飲食店		11	10	10	10	10	10
		対前年減少率	9.0%	0	0	0	0
陸上貨物運送事業		70	69	68	67	66	66
		対前年減少率	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	0
社会福祉施設	労働者数	363,000	368,000	373,000	378,000	383,000	388,000
	災害件数	131	131	131	131	131	132
	死傷千人率	0.36	0.36	0.35	0.35	0.34	0.34

（イ）具体的対策

ａ　職業性疾病の約７割を占める腰痛について、安全衛生教育の確実な実施に加え、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を推進する。

ｂ　地方自治体と連携し、介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加等を推奨するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。

ｃ　荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策が、本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じるとともに、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部と連携し周知を図る。

カ　熱中症の予防

（ア）目標

【　目　標　】

職場での熱中症による死亡災害を 2013 年から 2017 年の５年間と比較して、2018 年から 2022 年までの５年間で 5%以上減少させ、３人以下とする。

（イ）具体的対策

a　熱中症の予防については、①暑熱な環境になる早い時期から計画的に対策に着手すること、②夏季休暇後に熱中症が発生しやすいため、夏季休暇後の熱への順化対策が重要であること、③暑熱な環境下においては、職場における予防意識の高揚が必要であること等について労使の理解を促進する。

b　熱中症予防対策について、十分な休養や水分、塩分の補給等の対策を講じさせ、作業者本人が体調不良を自覚し、異変を申し出しやすい環境を作るよう啓発する。

c　JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。

d　熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールが本省から提供された際には、積極的に普及を図る。